

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 5. MAY, 1907.

VOL. XX.

監獄協會雜誌

明治四十年

五月二十日發行

每月一回二十日發行

第貳拾卷

第五號

監獄協會發行

第二十卷第五號目次

● 論 說……………(一頁)

● 典獄會議の諮問事項に就て……………(九頁)

● 監獄の疾患統計に就て……………二階堂保則

● 民事の拘禁制度……………齋藤十一郎

● 實驗せる救濟問題……………ウイリアムブリス述

● 統 計……………山室君平譯……………(四〇頁)

● 三重縣下特種部落に於ける統計一斑……………

● 明治四十年三月末日現在全國在監人員監獄別表……………

● 明治四十年三月末日現在全國囚人罪名別表……………

● 特典出獄者行狀調……………

● 假出獄者犯罪表……………

● 最近五ヶ年間監獄に於ける肺結核其他比較表……………

● 雜 錄……………(五四頁)

● 典獄會議……………

● 醫學學上より觀たる囚人年齢の記載例……………竹 内 照

● 全國の不長少年數……………

● 沼津未成年監と濱松初犯監……………

● 甲府監獄工事の近況……………

● 臺灣の典獄會議……………

● 故障の取下は許さず……………

● 監獄協會記事……………(七一頁)

第二十卷第四號目次

● 論 說……………(一頁)

● 現今社會に於ける二大勢力……………ルーシー、エム、ホルン續

● 犯罪婦人と醉癖……………

● 寄 書……………

● 偶感……………

● 累犯者と戒……………

● 救護事業……………

● 臺南免囚保護事業……………

● 統 計……………

● 明治四十年二月末日現在全國囚人罪名別……………

● 明治四十年二月末日現在全國在監人員監獄別表……………

● 雜 錄……………(三八頁)

● 元在監人の述懐……………

● 三日旅路……………

● 遊廓及妓樓の缺點及改良に就て……………

● 栃木分監の火災……………

● 樺戸分監の開闢……………

● 典獄會議……………

● 救世軍大將來る……………

● 遺留金の處分に就て……………

● 質疑應答……………(七八頁)

● 監獄協會記事……………(七一頁)

監獄協會雜誌第貳拾卷第五號

論 說

典獄會議の諮問事項に就て

治獄の根本義遇因の大方針は多年親しく囚犯に接觸し機微の間に觀察したる實驗に基礎を置くにあらざれば確立するものにあらず、机上に事實を抽象して論議するは何人も之を能くす然れども其論議たるや發達成熟したる實驗に對抗しては毫釐の價値だも認めず侃々諤々首尾貫透せる卓説も實行に効蹟を奏するに至らざれば所謂空理のみ空論たるに過ぎざるのみ、年々歳々監獄の首腦たる典獄を召集し蓋せる實驗上の所思を聴かんとする所以亦茲に存するを知るべし諮詢を試みるゝや事頗る鄭重なり而して之に應じて開陳する責務亦極めて重大なりとす殊に今茲典獄會議の議に上れる事項は改正刑法典に期待する効果を遺憾なく發揮せしめんが爲め諮詢せられたる重要案件尠からず蓋し刑法上の要事は監獄實務家の手腕何如に由りて左右せらるればなり然らば則ち諮詢に答ふるに當りては明晰且直直ならざるべからず試みに諮詢事項に就き重大なるものを點せんか(一)行刑上懲役、禁錮及拘留の實質を明瞭ならしむる方法(二)勞務管理の方法(三)假出獄者取締規則に就ての意見(四)心神喪失者又は心神耗弱者及瘡腫者の措置(五)十四歳未満の犯罪少年者に對する措置(六)累犯者に對し行刑上殊別の措置を加ふるの必要ありや其方法(七)正確且簡易に累犯者たるを發見する方法何如の如き改正刑法實施に伴ひ必ず影響すべき監獄行政の革新問題に屬す、刑法改正案の發表せらるゝや多年の實驗上

より得たる法想を以て熱心に批判したる實務家は如上の大問題に對し夙に討究する所ありしなるべく隨つて諮問の案件として提供せられたるは咄嗟急遽なりしも答申するに遲疑する所あらざりしなるべし然りと雖も行刑の理術は深遠幽邃にして劇職の身を以て短日月に解決すべくもあらず且會同する實務家は五十餘名にして改正刑法調査委員の數に倍加之に反して審議は僅々の旬日に出でざる短期間を以て圓滿なる解決を結ばんことは言ふべくして行ふべからず何を以て爾云ふ、既往の會議に鑑みるも這回議事進行の經過に徴するも争ふべからざるの推定なるを信す加之議案の難易に鑑みて會期を定めたるにあらざるが故に時間に追はれて審議を盡さざる儘に終了したるものすらあるに於てをや單に改正刑法に伴隨せる提案のみならず今年度に於て創めて設けられたる免因保護事業獎勵費の利用方法等の重要問題は複雑錯綜一朝一夕の討究を以て答ふるを得ざるは瞭かなりとす斯の如き重要問題、極言すれば監獄の死活問題行刑上の生命とも稱すべき案件を僅少の日子を以て審究せんことを強ゆるは難きを責むるものと云ふべく此短期間に於て應答せんと務むるは亦難きを行はんとするものと斷せざるべからず上司の之を提供したるは簡潔要領を得んと期したるに過ぎず實務家たる典獄諸子の開陳せんとしたるは深大廣遠幾多の實驗より穿鑿せんと務めたりしなり上司之を歓迎す決して歓迎せざるにあらずと雖も盡了せる會期を延長するの困難なるを豫想したればなり是に於て吾人は實務家諸氏の忌憚なく答申したるを感謝す、諮詢に答申する時間の乏しきを訴ふるまでに全力を熟注したるを感謝す而して同時に重大問題に對する實務家の意見を披瀝するには餘りに期間短く乏しかりしを深く憾とするものなり此の遺憾を抱き此印象を刻して已むべきか吾人は茲に實務家諸氏に獻言せんとす曰く會期終了せりと雖も進んで言議するの餘地あり熱血を紙背に迸らし上司の公議に酷求せよ、之れ刑法典に失へるところを補償すべき良策にあらずや而かも立法者の眞意に協ふものなるを信せずや若し夫れ如上の重要問題に對し幾多の實驗觀察を發表せんと欲せば吾人は之を歓迎せんとす必ずしも

其地位官職の上下何如の如き毫も問ふ所にあらざるなり

松田司法大臣訓示

(明治四十年五月一日)
(典獄會議席上に於て)

諸君、政府が監獄の改良を以て國家の一大急務と認め常に此方針を取り來りたる所の次第は昨年も諸君の會同の時に當つて本大臣が言明致したる所であり、改正刑法は過日發布せられ其實施の時期も遠きにあらざることとなりまして、今日は從來の方針を繼いで一日も監獄の改良を緩らすべからざる時勢が愈々急に迫つたるものと致さぬければなりません、蓋し行刑機關の施設及運用にして其宜きを待たざる時は如何なる善良の刑法も其實質的活動の効力を見ることは出來ないのであります、隨つて此刑法改正の本旨を完うするに至らむことを期さぬければならぬ、惟ふに當局の諸君は夙に政府の方針を體せられて監獄の改良に力められ幸にも着々其効を奏して獄舎の構造は言ふを俟たず、監獄の制度、囚人の待遇其他有形無形の點に於て著しく改良を加へられ、之を舊時代の牢獄に比して見ますれば其間の差違、宵壤も當ならざることになりましたのは誰人も之を認むる所であり、刑法改正案が容易に議會の協賛を得たるのも一は監獄に於ける既往の成績に徴し又將來の改良に信用を置く所が大に與りて力あるものと申して宜からうと思ひます、之に由て觀れば諸君が前途の責任は一層の重きを加へたるものこそぬければならぬ、諸君は深く之を思はれ進んで倍々改良を圖り監獄をして刑の實質的活動機關たるの任務を完うすることに於て毫も遺憾なきに至らしめむことを要すと思ひます、改正刑法は監獄行刑の實驗に參酌して規定したる所抄しとしない、故に行刑當局者の知識を藉りまして諸般の設備を完うするの必要あるを知り即ち今回の會同に於て改正刑法に伴ふ所の獄制其他刑事的施設改良の要點に於て諸君の實驗に得られたる所の意見を問はむとするのであります、故に各種の諮問案に就きましては忌憚なく各位の所見を述べられむことを望みます、

監獄新築の工事は追々進捗致しまして千葉、金澤、諫早、鹿児島等の諸監獄の如き不日其全部の落成を見、茲に將に第一期の竣工を告げむとするのであります、是等の工事を擔任せられたる又現に尙ほ擔任しつゝある所の當局諸君は平素業務の極めて繁劇なるにも拘らず能く數年繼續工事の艱難に堪へられ豫定の經費を完ふすることを得せしめたるは諸君の勤勞實に多きを謝します、

此機會に於て尙ほ一言せむと欲するは抑々監獄の構造を改良するの目的は行刑遇囚の適實を完うせむとするにあることは勿論であるか、唯之のみに止らず併せて國庫の經濟に利する所の趣旨も亦其中に存することを忘れてはならない、故に行刑の作用を完うせしむると同時に諸般の經費を節約すること、是即ち監獄建築の改良に因て得る所の利益である然り而して其結局の目的は犯罪者の數を減じ累犯者の數を減じ而して國家及社會の安寧秩序の維持に向つて多大の助けを與ふることに在て存するものであります、彼の歐羅巴各國に於て常に監獄の改良を唱道する大家の説に依つて見ますれば犯罪は國家及社會に對し至つて大なる所の有形的危害を加ふるものである故に多額の獄費を支出して獄制の改良を圖るは一見頗る不經濟に似たれども其支出を吝んで構造其他監獄の不完全なるの結果は犯罪を助長し養成し國家及社會の危害を愈々大ならしむるに至る、故に之が爲に一時巨額の經費を支出するは結局一方に少く失つて一方に多く得むとするの政策であつて國庫經濟の上より之を觀れば高價の如きも其實は却て廉價のものとなはなければならぬと申して居る、即ち余が前述の趣旨に外ならぬのであります、

前に述べたる如く今日は將に監獄建築の第一期の竣工を告げむとするの時でありまするか、當局諸君は即ち獄制改良の試験時代に入りたるものと見て宜からうと考へる、建築の完成を見たる今日の後に於ても他の不完全なる舊監獄と比較して其行刑の實質及び効果に於ても亦其經費の支出に於ても彼此の間何等格段なる特色がなく、何等顯著なる差異がないと云ふことになりますれば政府は當局たる諸

君と共に獄制改良の試験に落第したるの責を負はなければならぬのである、殊に文明各國の實驗に反し且其所期に違つて東洋の監獄行政者の無能を表白するに至るのである、遂に監獄の運命を犠牲に供し其改良の氣運を忽ち頓挫するに至ることは分明であります、新築監獄の局に當らる、諸君は殊更其責任の重且大なることを考へられて經營施設に遠算なきを期せられむことを希望したのである、尙ほ此點に關しましては具體的に其詳細を指示することもありませうが差向には豫定の收容人員を越えしめず一層規律の振肅、作業の督勵、教化及び衛生の周到を期し且又新設の分房には成べく刑事被告、初犯偶發の者、短期刑の者、三十歳以下の受刑者等を拘禁するの用に充つるは適當の處置なりと信するのであります、

又昨年十月十一日を以て發布されたる勅令第二百七十六號は則ち監獄職員に對する給與令を改正したるものである、此給與令の改正に伴ふ所の經費は本年度の豫算に計上し幸に議會の協賛を経ることを得ました、是は元來監獄職員を優遇するの主意に出でたる者であるか此優遇の途を開きたるの結果、自然に監獄の職員たらしむことを希望する人も増加するであらう従て人才精選の餘地があらうかと思ひます、故に諸君は其選拔任用に付て最も慎重に注意を加へられむことを望むのであります、加之之を訓練し之を監督し就中直接遇囚の職務に従事する所の多數の看守に對しては平素切實に訓諭を怠らずして以て之をして喜び且安して忠實精勵を抽てしむることが必要であらうと考へるのであります、部下官吏の養成熏陶に就きましては昨年會同の際に於て余が懇篤に訓示したる所であります、給與令の改正と刑法の改正に依りまして前途更に必要の迫ることを感ずるが爲めに茲に諸君の記憶を喚起し重ねて注意を求むる所以であります、

又本年度の豫算に於て監獄の經常費中免因保護獎勵費の科目を新設いたしました、從來諸君が政府の方針を體されて免因保護事業の成立を唱道鼓吹せられ其結果各地に於て慈善的保護機關の成立を見る

ことが出来ましたのは大に喜ぶ所である、然れども其施設は尙ほ幼稚にして前途の見込甚だ乏しきを感ずるが故に此免囚保護事業の慈善的性質のものたるにも拘らず其本質を害せざるの範圍に於て相當の補助を政府より與へ以て此事業を奨励するの必要を認められたのであります、併ながら僅少限あるの金額であつて見れば固より多くの需要に應ずることは出来ぬのであります、唯是が利用其宜しきを得るに於ては保護事業の前途に一大發展の動機を爲すの效果あるを信じます、但其利用の方法に至つては大に研究を要するものなるが故に諸君の經驗に基く所の意見を諮詢せんと欲するのである、之を要するに大體別紙に指示する要項に基いて監獄官吏として當然の任務を盡さるゝは勿論、國家各種の機關及び自治、宗教若くは慈善的の團體其他民間各個の有志と協力されて此事業を鼓吹し勸奨し其發達普及の途を講せられ此補助費を無効に歸せしめざるやう努力せられむことを望むのであります、行刑上大に階級的假出獄の制度を活用して囚人の自奮悔改の途を開かしむるは從來本省が執る所の方針であります、諸君は能く此趣旨を體して撰擇利用其宜しきを得て保護督勵の周到なる所より其成績頗る良好なるは本官の最も満足する所であります、最近三年間の調査に據つて見れば假出獄を認可したる者總計六百三十一人の中特別監視規則の違反及び其他の犯罪の爲めに假出獄を停止されたる者百六十人即ち認可總數に對する停止の割合は僅に百分の二、六に過ぎず但各監獄に就て一々觀察するときは假出獄者を出す上に於て彼此の間其數の大に差異あると同時に停止の割合も亦假出獄者の數に伴ふて一方に多、他方に少きものあるの事實を見るのである、併し水戸監獄及び長野監獄の如きは孰れも百人内外の假出獄者を出したるにも拘らず一人も停止處分を受けたる者なきの好成績たるを首と致して其他にも亦停止の皆無なるもの十有一箇所ある、之に反して比較的停止處分を受くる者の多きを見せするのは京都及び網走二監獄であつて、各百分の七八に當る、之に次いで徳島監獄も亦百分の七、五を有するのである、其他和歌山、金澤、山口、市谷各監獄の如きは百分の六、三乃至五、二の間

に於て是れ亦比較的多數の停止者を出すもの、部分に屬するのである、此の如く各監獄個々の成績に就て之を見れば多少不満足之感なきにあらざるも、全體を通じて見れば不良の結果に終るものは僅に百分の二、六に過ぎないと云ふ如き好成绩を見るに至りては假出獄制度の利用に依り行刑上直接及び間接に收め得たる所の効果頗る著大なるものと斷言するを憚らぬのであります、改正刑法が假出獄施行の制限を緩うしたる所に依つて見ますれば既往の成績に徴して將來益々是が利用の範圍を擴張せんと欲する立法の精神なることを知るに足るのである、諸君は一層の注意を加へられて更に適當に之を利用するに努めらるゝと同時に周到なる保護監督を加ふるの途を講じて一旦此恩恵に浴した出獄者をして再び罪科に陥らしむるが如きことを要するのであります、

又監獄教誨師の教務なるものも漸次に進歩いたして行刑上主要の一機關と認むるに至りましたのは大に喜ぶ所である、上に述べたる假出獄の好成绩の如きも亦教務の大に與つて力あることは吾人の認むる所であります、然れども尙ほ動もすれば形式に流れて辯説に傾くの批難あるを免れない、是れ甚だ遺憾と致す所である、教誨師たる者は囚人を視ること恰も赤子の如くし實踐躬行を以て之に對し之をらうと考へる、

又監獄醫務の行刑の作用と密着の關係を有することは申すまでもない、抑も自由刑の本領を全うして之が執行を有効適實ならしめむと欲せば監獄醫務の機關をして唯疾病の治療若くは衛生等の如き狹隘なる範圍に限らず行刑各般の事項に涉つて廣く其權能を發揮せしむるの法を執らなければならぬ、諸君此趣旨に依つて監獄醫を待遇するの注意あらむことを望みます、加之或刑法學者の如きは大凡何等の犯罪たるを問はず國禁を犯して嚴罰に問はるゝことを顧みざるは其罪情の如何に論なく一種の遺傳的疾に起因すると論する者もあるのである、是等は最も高遠なる議論であつて、又最も困難なる

問題であれば容易に解決を見るのでもないのであるが、併ながら監獄醫なるものは是等の點にも注意して廣く其權能を利用することに留心せねばならぬのである、之も亦諸君の注意如何に依ることでありますれば監獄醫に對する所の權能も餘程廣大なる點に及びむことを希望いたして止まぬのであります、

近年に於ける改良的施設の一端として認むべき特別監即ち女監、幼年監、懲治場。未丁年監等の成績に就きましては實施の日猶淺きを以て未だ其良否を斷定するにも苦むのである、併ながら當局職員の間勉從事敢て或は怠ることなければ必ずや豫期の好成绩を奏するであらうと信するのである、是等の監獄は特別監なりと云ふの故を以て徒らに所遇を寛大にするが如きは決して之を設けたる所以の趣旨に副はぬのである、飽までも嚴正確實の要義を保つて紀律と勞働使役とに依り教養感化を加ふべく、決して學校的普通教育を主眼とするが如きことなきを要するのであります、

終に臨んで更に監獄經濟の事を一言繰返さうと考へる、經費節約のことは時々訓示する所であるが、監獄の經費は最も雲細の支出を要するもの多きが故に日常些末の支出に注意を怠らず無益に支出を爲すことを慎み所謂一滴の水も溜つて大海を爲すか如く厘毛の支出も監獄經濟の全體を改良するを主要と致すのであります、又唯支出の點に付て然るのみならず囚人の作業經營に於ても最も良く畫策する所なかるべからず、諸君が日露戰爭中に於て種々作業の督勵に力められたる如き熱心を以て之を平時に施し數萬の囚徒を適當に利用することが出来ましたならば必ずや其収入も大に増加するであらうと信するのである、故に經費支出の節約と共に作業經營の方法等に深く意を留められて、監獄經濟の基礎を鞏固ならしめむことを切望いたすのであります、

此他指示、注意及び諮問に關する各般の事項に付ては印刷の別紙を以て配付せしめ置きましたから慎重に研究審議を盡されたい、又諮問事項の範圍に限らず監獄各般の事務に涉つて改良施設の必要を認めらるゝ點があるならば細大漏さず腹藏なく其意見を本大臣又は本省の當局者に開陳せられむことを望むのであります

講 演

監獄の疾患統計に就て (本會の總會席上に於て)

二階堂 保 則 君

本誌速記は速記の後一監校園を經るに至當の順序なりと雖も雜誌編輯切明日の切迫せるを以て禮を缺くの責を負ふて共に場々私には唯今小河さんから御紹介を受けました二階堂と申す者でございます、今小河さんの仰せられたやうに、今日は花房統計局長が出席して監獄の疾患統計に就きまして意見を申し上げる筈でございます、私に代りまして局長の述べられるべき言葉を私の口から申し上げることにいたしました。

監獄の疾患統計に就きましては、今より四五年前に典獄會議のありました場合に統計局長から御相談ともなく御注意ともなく御話申上げたことがあつたのでございます、其際の話はそれなりに消へて仕舞ひましたので、今日は殆ど形跡がなくなつて仕舞つたのであります、さう云ふ曾ての行掛りもございまして今度も引續きまして疾患統計に就て諸君の御高見を仰ぎ且つ統計局長の抱懐して居ります意見を聴きに入れることになりまして、

監獄の疾患統計が如何に重要なものであるかと云ふことは私が殊更申上くるまでもなく其實務に當られる諸君は疾くに御承知のこと、信じます、殊に監獄の疾患統計は實に監獄の行政の上に必要なるの

みならず、一般社會の衛生状態を精察致します上に最も重要な資料になるのであります。夫故に監獄統計の完全なることを希望するは管に監獄に従事される諸君が望まれるのみならず、一般社會の衛生の状況を研究しやうと思ひまする者に取つて其完全を期することは最も大切であります。健康状態の精密衛生状況の研究と云ふことに就ては、數字を以て研究致すに二つの途があります。其一つは死亡の状態に依つて研究すること、他の一つは疾病の状態に依りて研究すること、此二つの研究の方法がある、其死亡の情態を研究する事柄は今日現に行はれて居りますので、早くは明治三十二年から戸籍法の實施以來着々として歩を進めて居ります、併し疾病状態の統計は今日絶へて無いのであります。尤も偏した所には無いではない、譬へば兵營或は學校の寄宿舎と云ふやうな偏した所には多少の研究はございませうけれども、相似たる年齢の男子ばかり居る或は相似たる年齢の女子ばかり居ると云ふやうな偏したる人の研究でありますから一般社會を之を以て率する譯にはいかぬのであります。唯特り一般社會の資料になるものは監獄であります、勿論性は偏して居りますが男女共包含して居る、極く少ないでありませうが携帶乳兒もありますので老幼共包含して居ります、それ故に監獄の疾患統計が完全に出来ましたならば一般社會の衛生状況を研究する上に非常なる利益である、殊に監獄の疾患統計が完全に出来る所以は、一般社會に於きましては疾病に罹つた者が必ずしも一人の醫師に治を乞ふて居らぬのであります、轉々としてあちらの醫師に掛りこちらの醫師に掛る、醫師の調査を聞きまると一人の患者が二人にも三人にもなる、又疾病に罹りました者が必ずしも一人の醫師に治を乞ふので賣藥と云ふ調法な物もあるからそれに治を托し又全く賣藥にも托せずして居る者もあると見なければならぬ、さう云ふ種々なる關係は監獄には全く無い、而して尙ほ一層監獄の疾患調査が有益なる資料を與へると云ふことは、監獄は一の限られたる彼等が衣食住共に自由を失つて居るのでありますから彼等の疾病の状態に對しては或方法を用ひますると其疾病が減り或は多くなるとか云ふことが見

(一) 演 講

られるので多くなることは出来ませぬが少なくすることは出来る、諸君の御承知の通り例へば夜盲症が多いと云ふやうな場合に肝油を用ゆることが多くなるとズツと減る、或は偏したる食物ばかり取らせて「スクルボット」が多くなつた場合に野菜類を供給すると全く無くなつて仕舞ふと云ふやうなことで、殆んど衛生の一つの試験の場所としても用ひられるのである、それ故に監獄の統計の完全に出ると云ふことは諸君のみならず一般の者が最も希望する所であつて、而して又一般の者が希望すると同じ意味に於て監獄の諸君が完全なる統計を作らなければならぬ、なせならば其統計の力が常に監獄行政の進歩改善を促し或は此監獄行政の行届かざる點を能く精査して見られると思ふ、此等は私が申上げるまでもなくあなた方の御存じの通りであります、それ故に何所の報告を見ましても此監獄の疾患統計に就ては頗る重きを置いて調べて居ります、他の國の例などは申上げる必要はございませぬが殊に他の國でさうである、就中獨逸の如きは非常に整ふて居りまして監獄の疾患統計は非常に立派なるものが研究報告されて居ります、日本に於きましても監獄の統計は段々進んで來て居る、曾ては十二病類と云ふやうな最も不完全な類別に依つて監獄の患者の數を調べて居りましたものが今日では六十の病類を用ひて示すやうになつて居る、此等は何んでもないやうでありますが非常な進歩である、今から三十何年前でありますか、醫者の仲間では最、碩學泰斗として知られて居るウヰルヒョー先生が述べられた如く、世の中の者が衛生状態が進まぬとか或は進むとか云ふて居るが、其衛生状態の進かを知らずして衛生の行政を執ると云ふことは頗る無謀である、而して此衛生の統計を論ずるものがある、其望まぬのである、斯う云ふことを大に論せられたことがある、それは何かと云ふと、疾病或は死亡の状態を數字で示してそれに依りて或手段に依りて防ぎ得られるとか或は消滅し得られることを知

らむ爲にやるのであります、それ故に古き十二病類のやうな形でありましたも傳染病に罹つたものが何人或は消化機病に罹つた者が何人と云ふ大数を示すに止つて居つて其中にある病が何人と云ふことは示し得ぬのであります、それ故に豫防方法を講じて防げば或は消滅し得る傳染病があつてもそれが何人あつたかまるで分らぬ、今日では分るやうになりましたが例へば結核の如きものがさうである、從來の十二病類であると結核などを示すことは出来なない、唯肺病とは出て居るが、其内には肺結核は勿論或は那答兒性肺炎も肺壞疽もあるやうに何んでも肺と云ふ字の付いたものは入れる、結核は單に肺に來るのみならず膈に來る或は腦膜の結核殊に小兒の死亡原因は腦膜の結核の如きは重大である、結核の侵す所は随分多いのである、然るに十二病類であると肺の結核は呼吸器系にあり腦膜の結核は神經系の疾患にある有様であつて重要な結核全體の有様を知ること出来なかつたのであります、然るに三十五年からかと思ひます、監獄の統計には六十の細かい分類が出来ましたので是は非常に監獄の疾患統計の進歩の著しきものと云つてよいのであります、尙ほ監獄統計の進歩して参りましたものは統計の材料を蒐集しますものに總て大別しますると二通りになる、其一つは小票に依りて調べます、他の一つは表式を極めてそれに書載すると二通りの方法がある統計の方の術語で申しますと製表調査小票調査などと申して居ります、近世統計の事業の進歩は一に小票調査の盛んに行はれて來ましたこと、其小票の材料を中央に集めて調査すると云ふ中央集査の方法が行はれて來たことが此統計の進歩を爲したる大なる項目になつて居る、然るに監獄の統計は今日は小票を以て調査されることになつて居る、是も三十五年か六年からがさう云ふことにお改めになつたので非常なる進歩と云はなければならぬ、唯此上に希望することは中央集査である其材料を中央に集めて而して中央集査をされたら非常に立派な統計が出来るやうになりはせぬかと私共は考へて居ります、其中央集査と云ふことは尙ほ大利益があるかと申すと總て類別して觀察しまするものが一箇所に集めて見ることが非常に利益で

ある、例へば私共内閣で死亡の小票を取扱つて居ります場合、一年に百萬枚許り参りますが其小票を調べて参ります中に唯今では五十三分類に内閣では死亡原因を別けて見て居る、其五十三分類に別つ場合に何れに組入れて然るべきやと云ふものが澤山出て來る、さう云ふものを取捨致すに一つの頭で取捨致すと出来ましたが年々同じ形式に出来て行きます、然るにそれを四十七州縣或はそれ以上の各所で調査致しますると四十七の頭で別ちましたら其出来上りましたものは四十七の姿のものが出来て來る、さう云ふことを避ける爲には中央集査と云ふことが非常に利益である、而して小票でとは非常に困難である、故に今日の監獄統計の上に百尺竿頭一步を進めて完全なるものを作らうとするには中央集査が最も必要である、先づ是は今までに監獄統計の大變に進んだと云ふことを申上げたのであります。

尙ほ甚だお聴苦しいことを申上げなければならぬのであります、監獄の統計の上に非常なる缺點を私共は見えて居ります、それは何かと申すと材料の範圍が一致して居らぬ、是は非常なる缺點である、試みに監獄統計を取りまして、澤山の材料を申上げるのは却て時間を潰すから二三を申上げれば、明治三十四年から三十八年まで五箇年間の状態を見ますと、在監人の年末現在に對しまして其一箇年内に出来ました患者がさう云ふ割合になつて居るかを見て参りますと、此五年間の總平均は在監人現在員百人に付て三二〇、七六〇患者が出た、更に之を各年に別けると三十四年には四二〇、五七、三十五年には四〇七、三三、三十六年には二七四、三一、三十七年には二四九、〇〇、三十八年には二四七、五三と云ふ數になる、唯此總數の上でばかり見ますと非常なる監獄の衛生状態が進んだと云ふことが出来る、なせかと申しますと僅か五年前に四百二十人の患者を出した監獄が五年後は二百四十七人稍や半數に減したと云ふことが云へる、又三十五年と三十六年の間に四百七人と二百七十四人

ど云ふ格段なる差を生じたことも見られる。之を唯よい方ばかりに考へますると監獄の衛生状態の非常なる進歩と思はれるのであります。更に之を各監獄別に假定しますと茲に於て頗る困ることが出来て参ります。今私は其監獄の名を擧げることとは暫く憚ります。諸君が監獄統計を御覧になりますればいつでも其数字が見へるのでありますから申上げませぬが、或監獄に於きましては明治三十四年の年末の在監人員の百人に對して千九百八十三人九六〇患者を出して居る、其翌年には俄然と落ちまして七百九人三一〇と云ふ患者に減つて居る更に其次年は二百五十八人八三〇其次年は百九十一人其次年は二百二十八人五八になつて居る。又他の或監獄に於きましては此五年間の總平均したもので年末人員百人に對して六百二十三人五三で直ぐ隣縣の監獄はどうかと云ふと其五年平均は百十二人九九と云ふ数字を示して居る、若し果して之が同じ材料の範圍で眞事實を示したと云へば非常なる大事件と言はなければならぬ。或所では一人の人間が一年に十九回八三九と云ふ多くの罹病数がある。或所では僅かに一年を通じて一回幾らの少数である。其甲と乙との監獄の衛生状態の上にどれ丈の違ひがあるか又それ丈減るにはどう云ふ衛生的の仕事をした爲であるか大に考へて見なければならぬ。監獄行政の上から云へば斯の如き重大なる状態を示すことがなからうと思ふ。併ながら一向之は世の中から疑問にも附せられて居らぬ。又何人も之に就て述べて居る人がなかつたやうに思ひます。どうして斯う云ふ奇怪なる有様が出来たかと申しますと譯もないのであります。要するに監獄醫が疾病と云ふものゝ見解を各々異にして居る。之は先年典獄會議の場合に出まして統計局長もお話し其後監獄醫のお集りの席で私もお話しした事もあります。又昨年監獄醫の十五人でございましたかの諸君が國家醫學講習會へ来て居られました。其諸君とも親しくお話しして種々伺つた事もございますので略ぼ私は此原因を知り得たのでござります。どう云ふ風に見解を異にして居るかと申しますと、或監獄醫はイヤ一回投藥したる者には之を總て患者とする、或は三日以上病に罹つて居つた者にあらざれば患者とせぬ、

又或監獄醫曰く疾病に因て役に堪へずと云ふ者を眞の患者とする、更に一層驚くのは在監者が詐病して出ることは何所にも澤山ある。其詐病であることを知りつゝも「リモモーデ」位を興へてある、之も患者と名付けなければならぬ。或者は曰く其の疾病にあらざれば患者とは云はぬ、斯う云ふ奇異なる事實を現はして居る、それが統計になるのであるから斯の如きものが現はれるのであります。統計を申上げるまでもなく比較を以て最も重要なものとする。比較を得ざる統計は殆ど生命のなきものと同じである。日本帝國の國民が死亡する有様が人口千人に付て二十人である。唯それ丈を知つたのみでは何の利益もない、それを他の諸國と比較して例へば獨逸帝國では二十一人英國では十八人である、それ故に獨逸より少なく英國より多しと云ふので初めて統計の用を爲す。然るに監獄の統計が若し今日の有様で改められずして居るならば監獄の統計は殆ど形あつて而して其實なきものになる。唯一縣の或監獄の状態を知る上に於ては其監獄丈には通用するかも知れませぬけれども、他の監獄と比較して多いとか少ないとか或はどこに改善する餘地があるとか餘地がないとかを極めるにはどうして他と比較しなければならぬ。又昨年より今年ではそれ丈健康状態が進んだとか進まぬとかも比較を要する。又警務所長が解して居る如く差違あるものが出来ることであつたら監獄の統計は殆ど無價値になりはせぬかと思はれるのであります。それ故に監獄行政の上に最も熱心なる諸君は今後監獄の統計に就きましては此大なる缺點をお除きになることをお考へになつて戴かなければならぬと思ふ。然らばどう之を改めたらよいか、多く言ふを俟ちませぬ。詰り警務所長等をして疾病の見解を同一からしめる、それには議論も澤山ありますが、どちらでもよい、例へば三日以上病に罹つた者は患者と名付けける或は一週間以上病に罹つた者を患者と名付けても差支ないかも知れぬ、それを一つ警務所長等を集めて諮る、或は集めるにも及ばず審かに彼等に告知せしむることが必要と思ふ、それに就きまして統計を取るに警務所長が患者を治療する傍ら之は自分の畑に水を流すことを申上げるのであります

が醫者と云ふ者に何か筆を持つて書けどか事務を執れど云ふのは頗る無理で、醫者は筆を執ることの無性なものはない、曾て私或病院に手紙をやつて統計材料を貰うことを圖つたが、いつでも出来ないで打やつて置いて報告する矢先になると書記等を料勵して拵へる、書記等は一度に集つた材料を取つて統計を拵らへるから完全のものは出来ない、場合に依ると昨年より少々減じた數を以て出すこともないとも限らぬ、それ故に監獄の大小で一人で足る所もあり、一人では足りない所もありませうが統計に従事する相當の責任ある者をおつくりになることが必要と思ひます、監獄に限つてはありませぬが出来上つた數字を出しますると政治家などは非常に調法がるが、拵らへるに如何なる手間を要するものが多數の人は考へて居らない、矢張以前の通り人間が年でも取ると仕方がない統計係に廻してやらうと云ふので、算盤一挺と眞書筆を以て一つなり二つなりと數へて出したものを統計と極めて居りますが、段々世の中が進歩すると統計の事業を若しお暇がありませぬれば御在京中に内閣の統計局を御覽下さると大變仕合であります、統計の仕事はこんなことまでもやらなければならぬ、眞書筆一本では到底出来ないと思ふことも見て戴きたいと思ひます、それ故に統計に従事すべき吏員を造ることが必要である、其上に必要なことは先刻申し上げました出来上つた材料を中央に集査の形式をお執りになることが必要と思ひます、之に就きまして先年統計局長が希望された時はさう云ふ材料が出来上つたならば統計局で其材料を預つて集査の上司法省へ送つて御研究の資にしたら宜からうと思へた、それは今後の問題で出来るかどうか分りませぬが、兎に角中央で集査をなさることが必要である、さう云ふ風にして若し果して醫務所長等の疾病の見解を同うさせさうして統計の材料を造るべき吏員が一定し其材料が中央に集められて本省で調査されたらば監獄統計の上に非常なる進歩を來すと思ふ、又嘗に監獄の行政上の參考のみならず私のやうな監獄の材料に依つてそれから研究して見て喜んで居る者に取つては非常なる影響を有つて居ると思ひます、唯監獄の統計に斯様なものがある

ことをお告げしうして其改善をお圖り下さることを希ふに外ならぬのであります、此重要な事務に御従事になつて居ります諸君に對して深く敬意を表します (拍手)

民事の拘禁制度

(本會の總會席上に於て)

齋藤十一郎君

閣下并に諸君、本日此盛大なる御集の席に於きまして聊か講演を致すことを得ますのは誠に光榮の至りでございます、御承知の通り私は監獄學若くは監獄事務に就きましては少しも智識經驗を持つて居らぬ者でございます、今更諸君の前に事新らしく申述べる丈の材料を持つて居らぬのであります、先日小河事務官からして強つて何か申述るやうにと云ふ御話でございまして、私の後には有名な辯論家の花井君が御演説を爲さるゝと云ふことを伺ひましたから丁度埋合せになつてよからうと云ふ考からして少し思ひ付いたことを申述べることになりました次第でございます、私の講演の題は民事の拘禁制度と云ふのでございまして餘り諸君には面白くない問題であらうと思ひます、併し今申す通り次第で私の知つて居る中では是位の事が最も監獄に縁の近い事柄でございますから已むを得ず斯う云ふ問題に就て講演を致す次第であります。

御承知の通り我法制の上には民事の拘禁制は認められて居らぬのであります、民事の拘禁と申しますのは或は民事訴訟に於て或は非訟事件に於きまして或目的を達するために若くは或行為に對する制裁として個人の身體を拘束し自由を制限することを謂ふのであらうと思ひます、此の如き規定は日本の法律の中には目當らぬと云ふても間違がないのでございまして、民事事件に於きまして證人として呼ばれた者が或場合拘引せらるゝ場合がある、或は又破産手續に於きまして破産者が引致さるゝ場合があります、併ながら此拘引或は引致は拘禁の程度までには至らぬので、あることは申す迄もないことでありませぬ、又破産手續の中に保全處分として破産者の監守を命ずることの出来る規定があります、

併ながら此監守と云ふことは唯警察官が債務者の住所に就き其逃走することや又は財産を隠匿することを豫防する丈のことでありまして矢張り拘禁と云ふ中には這入らない、或は民事事件の證人、鑑定人に對して罰金を言渡すことがありますが、此罰金は民事裁判所が言渡すものでありまして其性質は刑ではない、所謂秩序罰でありますから、之を完納しない場合には換刑處分を爲すことは出来ぬと云ふ學說もありまして必ずしも此罰金が換刑處分の結果を惹起すものには限つて居らぬのでありますから、斯う云ふ規定を日本の法律で認めて居ると申しても民事に就て個人を拘禁するの制度を認められたものであるとはなるまいと思ふ、然るところ獨逸の法律に於ては民事の拘禁制度を認めて居るのであるそれから地利の法律に於ても之を認めて居る、大陸の他の法律に於ても認めて居る所がありまして私は詳細に調べる暇がありませんので一々それを申上ることが出来ない、日本の法律はなせ民事拘禁の制度を認めなかつたのであるか、身體の拘禁と云ふ事は刑として之を執行するにあらざれば不條理である、斯う云ふ趣意からして認めなかつたのであるか、或は拘禁の制度は實際上不必要である、と云ふ理由からして認めなかつたのであるか、其一つであらうと思ひます、彼の商法の草案たるロエスレル氏の草案には破産宣告の場合に裁判所に直に債務者の拘禁を命ずると云ふ規定があつたのであります、然るに確定法文になつた時には其拘禁制度は省いてある、それから民事訴訟法の原案となつて居るテツヒョー氏の草案、之は司法省に於て數回會議を経まして餘程修正されましたから元の草案が果して民事拘禁の制度を認めて居つたかどうかと云ふことは分りませぬが、併し私の想像に依れば恐くは認めて居つたものであらうと思ふ、テツヒョー氏の草案が會議の結果確定しまして氏が之を司法省に具申した時の具申書中に本草案は起草者の原案と大に異なる所がある、又往々反對すべき所なしとせず、と云ふことが書いてある之丈では私の想像が當つて居るとは申しませぬが兎も角當時テツヒョー氏が草案を書いた中には獨逸の民事拘禁の制度を採つたことが疑ひないと思ふ、然るに確

定民事訴訟法の中からも此の民事拘禁の制度は削られて仕舞つた、それ故に今日の形から見ますと民事拘禁の制度は不條理である、身體を拘禁すると云ふことは刑事に固有なる原理である、と云ふことを立法上認められて居るやうに見えます、併しながら此原理は私の考では大に疑ふべきものである、唯問題として解決すべき點は民事に就ても身體を拘禁する必要ありや否やと云ふことに歸着するものであります、併しながら之は法律家の議論で、此制度を採つた上、之を執行するに就きましては矢張り監獄學若くは監獄事務に従事する、諸君の御考を請はなければならぬ點があるのであります、私は現在の民事の訴訟就中強制執行や破産に付きましてもう少し債務者を拘束しなければ債權者の目的を達することが出来ぬ事實のあることを認めて居るものである、能く人が申しますには債權者は餘程ひどいものである、或は高利貸、執達吏と云ふやうな言葉は或人々に取りては餘程惡感を懷く言葉となつて居るのであります、併ながら一面に於ては債務者が極めて悪い企みを爲すことも考へなければならぬ、随分信用のある執達吏の話を聞いて見ますと債務者が財産を隠匿する手段の巧みなることは年々に進歩して參ると云ふことで實に舌を卷て驚いて居る、又商事の取引が盛んになるに従ひまして商法に依るべき關係が段々殖へて參る、そうして商法の規定は申す迄もなく債權者を保護する方に傾いて居るのであるからして商法の關係が益々増加すると債權者を保護する方法も倍々確實になつて來なければならぬ、然るに實際の手續上充分債權者を保護することか出来ないやうな制度であると云ふことになる、此制度に就ても餘程研究して見なければなるまい、或は民事の拘禁制度をも採らなければならぬことになりはしまいかと思ふのである、勿論私は此制度を直に採らなければならぬと云ふほどの必要に迫られて居ると主張する考ではない、併ながら兎に角之は問題として研究する丈の價値のあるものと信じて居るのであります、それ故に獨逸法に於きまして民事の拘禁は如何なる場合に之を爲

すか其二三の場合を御話致さうと思ひます。

獨逸の法律に於きましては民事手續中に拘留を言渡すのである。尤も拘留と申すのはハフトと云ふ言葉で譯したのでありますが、日本の拘留とは刑期杯の點に於て違つて居る。日本のは御承知の通り十日以下でありますけれども獨逸のハフトは刑法の規定に依ると六週以下、民事訴訟法の規定に依ると其以上のものもあります。それでハフト即ち拘留と申しても十日以上のものは日本の輕禁錮に當るものであります。如何なる場合に獨逸の法律では民事々件として拘留を言渡すか、之を刑として言渡す場合と刑ではなく全く民事上の處分として言渡す場合と二つあるのである。尤も刑として言渡す場合も民事裁判所が言渡すのである。其刑として言渡す場合は三つ程あるのである。其一は證人として呼出された者が出頭せぬ場合、其不參に依つて生じた費用の賠償、それから三百馬克以下の罰金を言渡すのである。それと同時に其罰金を徴收すること能はざる場合の爲めに六週以下の拘留を言渡す。是を日本の規定に比較して見ると日本の訴訟法では唯だ不參に依つて生じた費用の賠償と二十圓以下の罰金を言渡す丈であります。さうして此罰金を換刑するや否やに就ては先きに申した通り議論があるのであります。其二の場合には是も矢張り證人の場合であります。證人として呼ばれた者であつても或場合には證言を拒むとが出来、又證言をしましても宣誓を拒むとが出来、然る所が此證人たる者が原因を示しませぬで故に證言を拒む、又は理出のない原因に基いて證言を拒み或は宣誓を拒む場合には其拒絕に因つて生じた費用の賠償并に三百馬克以下の罰金を言渡す、それから又之と同時に其罰金を徴收することの出来ない場合のために六週以下の拘留を言渡すのであります。我法律は此場合に於ては前にも申す通り費用の賠償と二十圓以下の罰金を言渡す丈に止つて居る。其三は裁判の結果債務者が或行爲をなすべからずと云ふ判決を受ける場合であります。假令は貸借人が契約の趣旨に反して賃借物を使用する、さう云ふ場合は貸借人はそれを制止することが出来る、それに拘ら

ず賃借人が尙ほ不法の使用を繼續して居る時は貸借人は其行爲をなすべからずと云ふ裁判を求めることが出来る。此裁判のあつた時は無論債務者は其裁判に服さなければならぬのである。それから又債務者に於て債權者が或行爲をなすことを認容しなければならぬと云ふ裁判を受ける場合があります。假令は最も解り易い例は袋地の所有者が其袋地を包んで居る土地を通行するのを其包んで居る土地の所有者が止めてはならぬ、通行することを認容せよ、斯う云ふ裁判を受ける場合があります。右二種の裁判を受けた場合にはどの場合に於ても敗訴者は其裁判に服さなければならぬ、ところが其裁判に服しませぬで或は前の例で申した不當に或る物を使用する場合、後の例で申した或行爲を妨ぐる場合にさう云ふ場合があつた時には原告は裁判所に願ひ出でて債務者の違背の行爲に就て千五百馬克以下の罰金又は六ヶ月以下の拘留を言渡して貰ふことが出来る、それから此刑は各行爲に就て言渡すのでありますから違反の行爲が數個ある場合はそれを合算して二ヶ年の拘留まで行くことが出来る。隨分之は長いのであります。之れ位まで致して民事の裁判と云ふものを確保する。此點に就ては日本の法律は缺けて居る、日本では裁判所は斯様な場合に於ては更に或る裁判をすることを規定してあります。其間でも、民事の拘禁と云ふやうな性質の裁判の出来ないことは確かである、で結局は判決を受けましたも債務者が義務に違反するときは、判決で認めた趣旨を完ふることが出来ないこととなるのであります。

それから次に純粹の民事處分として拘禁を言渡す場合であります。此場合が又二つに分れました。第一は或行爲を強制して爲さしむる爲めに拘禁する、即ち或行爲を爲さない間は拘禁して置く場合であります。是も場合が三つ計りあります。其一は、證言又は宣誓の拒絕の場合を前に述べましたが、此拒絕のために既に一回制裁を受けた、それに拘らず、再度證言又は宣誓を拒絕する、斯う云ふ場合に於ては裁判所は強いて證言又は宣誓をなさしむるために拘留を命ずる、證言をしない限りは拘留して置く

のであります、何時迄拘留して置くかと云ふに其訴訟が繼續して居る間拘留して置くことが出来る、併し後にも申しますが之には多少の制限があります、日本には斯う云ふ規定はありません、其二は債務者が敗けまして或行爲を爲すべき判決を受ける場合がある、其行爲は債務者が自ら之を爲さなければ第三者には出来ない場者がある、假令ば他人から委任を受けた者が請求のある時には何時でも委任事務の状況を報告しなければならぬ、然るに其報告をなさぬ、此場合に報告をするやうにと云ふ裁判を受けるのである、それは他人には出来ない、債務者が自ら此判決に服して其行爲を爲さなければ目的を達せられないのであります、此場合にどうするかと申しますと債務者が裁判所の命じました義務を履行せぬ時には裁判所は千五百馬克以下の罰金を言渡し又は其債務者を拘留して義務を履行せぬ間は其拘留を解かぬと云ふことを言渡すことが出来る、之も日本の法律に依りますと債務者が履行しませぬ時は或特別の裁判をすることになつて居りますが結局は先に判決の認めました趣意を達することが出来ないやうになるのであります、其三は獨逸の法律に原告宣言と云ふことがあり、是は債務者が金錢に付ての強制執行を受ける時に其の財産が債権者を満足せしむるに足らざる時の或場合に於て財産目録を書いて債権者に渡すのである、其時に原告宣言をして私は目録には財産を悉皆記載した、故意に何事を黙秘しない、と云ふ宣言をするのである、又債務者が特定の動産を引渡すべき場合の強制執行に於て引渡すべき物件現在せざるときは私は債権者の請求する物件を占有して居りませぬ又物件のどこにあるかも知りませぬ、と云ふ宣言をするのであります、尚ほ原告宣言の場合には此外にもあります、殊に非訟事件の場合にもあります、餘り長くなるから略します、此宣言は本人が裁判所に出て爲すのであつて、即ち裁判所は期日を定めて債務者を呼出して宣言を爲さしむるのである、ところが其期日に債務者出頭せぬ場合又理由なくして宣言を爲すことを拒む、場合に於て其宣言を強制的に爲さしむるために債務者の拘留を命ずる、それで拘留された債務者は何時でも宣言を爲

さんことを申立ることが出来る、さうして宣言をすれば拘留を解くことになつて居る、之は全く日本に無い制度である、其四は破産の場合で、破産者が法律の命じて居る義務を履行しない時に強いて是を履行せしむるために破産者を拘留する、是れに當る日本の規定は前に述べました通り唯破産者を監守に附すると云ふ位である。

これ迄述べましたのは純粹の民事的處分としての拘留の中で或行爲を強制する爲めに拘留する場合であります、

次に第二は保全處分としての拘留の場合があります、其一は後に行ふ強制執行を保全するために假差押をする、是は御承知の通り日本でも認めて居る、併ながら日本の假差押は唯動産不動産に對する假差押であつて債務者其人の身體には及ばぬ獨逸の法律では債務者の身體を假に差押して置かなければ財産を隠匿するの虞がある、と云ふ如き必要を認められた時は債務者の身體を拘禁するために之れに拘留を命ずるのであります、其二は破産財團を保全するために破産者を拘留する、破産財團は破産管財人の管理に移るから安全とは申しながら矢張り破産者を拘禁して置かないと破産者が何をするか分らぬ極めて危険である、斯う云ふ場合があり得るのである、此の如き場合には破産者を拘留する、破産の場合に於きましては破産宣告の前でも假處分として債務者を拘留することも出来る、斯う云ふことになつて居ります。

以上述べました所は純粹の民事的處分としての拘留である、此純粹の民事處分たる拘留は六ヶ月の期間を経過することを許さずと云ふ規定になつて居ります、尤も前にも申す通り或行爲を強制するためには拘留を許して居る場合には其行爲をなせば拘留を解くのである、之れは言ふを俟たないことであります、埤地利の拘留の制度は獨逸よりは尙ほ一層進んで居る、併し餘程日本のと違つて居りまして日本のと比較するに困ります又長くなるから略します。

民事拘留は刑として言渡すものと純粹の民事處分として言渡すものと二つあると申しました。其刑の方は刑法、刑事訴訟法に依つて之を執行する純粹の民事の拘留に就きましては特別の規定がある、其ことを二三御話致さうと思ひます。尤も民事裁判所が言渡す拘留に就ては總て特別規定を適用すべきものであつて刑法の規定を適用すべきものでないこと云ふ説もありますが、之は少數であるから通説に基いて右のやうに述べたのであります。純粹の民事拘禁としての拘留、此拘留の性質は刑法の拘留と異なることなく、單純なる自由の制限であります。定役に服さしめない、併ながら希望に依つては或種類のものを限つて仕事をさせる、是は普漏西の監獄則に載つて居るのである、併ながら此拘留を受けた者は刑事被告人若しくは囚人と同一の房には容れない必ず別の房に容れること云ふことになつて居る又拘留を執行するに依つて著しく健康を害するの虞ある債務者に對しては其狀況が繼續して居る間は拘留を執行することを許さない、斯う云ふ規定亦有ります。それから其手續の二三を申して見れば裁判所は拘留を命ずる場合に拘留命令と云ふものを發する、此拘留命令は妙でありまして之を執行するは執達吏であつて、其執達吏が監獄官吏に被拘留者を引渡すことになるのである、尙ほ奇態な手續は債權者に於て拘留に處せられた債務者の食費を拂ふことになつて居る、或は債務者が病氣をして療治代が要つた時は其療治代も債權者が拂はなければならぬと云ふことになつて居る、而も其費用は前拂をするのである、さうして其前拂は少くとも一ヶ月分の前拂をしなければならぬ若し一ヶ月分の前拂をしなければ債務者が拘留の言渡しを受けて居つても之を監獄に容れることを許さぬ、それから翌月の食費は遅くとも前月の終りの日に拂渡をしなければならぬ、若し拂渡をしなければ職權を以て拘留を解放して仕舞うと云ふやうな規定もありません、尙ほ普漏西の監獄則を見ると純粹の民事の拘留を受けた者は刑事の拘留を受けた者より餘程優待されて居る、尤も被服であるとか食事、作業、寢具等に就ては刑事の拘留囚と同一規則の下に支配されて居る、併ながら監房杯も特別の設備を致した比

轉賣の房であり、獄中窓欄子の大きい房を以て民事拘禁囚の房に充ることになつて居る、それから監外の人と交通をすることに付て少しも干渉を受けて居らぬ、インキヤペンを入れて貰うことも出來る、面會人に應接するのに官吏の立會を要せぬ、斯う云ふやうな種々の點に於て特別の待遇を受けて居る、其他尙種々の事があります。以上は民事拘禁制度の大體の御話であります、それで私は民事訴訟法や破産法等が、今改正すべし時機に向つて居るのであります、すけれども此改正に就て斯の如く改正を要すると云ふ趣意で述べたのはありませぬ、さうも今日の情勢で申すと民事の強制執行に就ても少し嚴格な規定がなければ債權者の權利を充分に保護することが困難ではあるまいか、斯う云ふ心配を持つて居ります、若し又此制度が正しいものとするならば諸君の御考を願はなければならぬことにもなるのでありますから、それで此の如き問題に付講演を致したのであります、終りに臨みまして誠に無趣味の問題に就て長く御清聴を煩はしたことを謝します。(拍手)

● 實驗せる救濟問題

ウイリアム、ブリス君
山室 軍 平君 譯

四月廿日諸種の慈善團體及監獄協會と協同し飛鳥山なる淺澤男爵の別邸に催されたるブリス君招待會の席上に於ける演説を速記したるもの、本文中の圈點は編者に於て付したるものなり

男爵閣下、淑女紳士並に有志諸君、唯今お話しもありましたが、色々私共の思案を凝らして居ります問題に就きまして、私が非常なる興味を持つと言ふ點に就ては、今更茲に申上る必要もないかと思ひます。是等の問題を最も有効に經營するには、學術的に或は哲學的に何でも申しまじやうか、此問題を如何に經營するかとの研究を努めますのは、私の生涯の事業でございます。過る六十年の間、私は其事に身を委ぬる事になりまして、私の生涯は之が爲めに用ゐられて今日に至つたのでございませぬ。

す、殊に過る二十年は此問題の研究に身を入れて、又之れを實行する爲めに力めました。勿論今日は時間も極めて限ある事でございますから、此大切な題目に就て、あちらこちらと立入つて考へる暇のないのを残念に存じます。それにも拘らず此方面に向ひ救世軍の經營致して居ります事業に就て幾分のお話しを申上ることは、お招きを下さりました男爵閣下を初めとして、其他玆にお集りになつた方々のお目的を、幾分か御満足させ得ることかと存じます。

私は何處へ参りましても、丁度爰にお集りになつて居る淑女紳士諸君が此話に非常の興味を持つておいでになつて居ると同じことを見受けます。政治家も裁判官も或は監獄の方々、或は警察の方々も、總ての方々が此問題に對して、非常の興味をお持ちになることを認めます。各國に於きまして種々様々の側から此事に努めて居ります。不良少年を感化する事業に就きましても、隨分之を救世軍に委ねて居るやうな所もあります。或は又初犯の者は之を救世軍に委ねて感化を試るといふことになつて居る所もありません。或は又犯罪人を監獄から出しませする時には、必らず救世軍の感化の下に行くと言ふことを定めて出す所もあります。既に今迄存在して居る監獄の内へ救世軍のものが自由に出入して憐れなる人の感化を試ることをして居るのみならず、又殆んど監獄一切のことを舉げて救世軍の手に托して居る如き所も御座います。即ち其例を挙げますれば、英國の或る殖民地に於ける一の市街の如きは、非常に大きな監獄署を新に設けて、一切の事を悉く救世軍に托する事になりました。私は成る可く取急いで男爵閣下を始めとし淑女紳士諸君の前に、何故にさういふ風の人々が此等の事を考へる様になつたかとの理由を申上げたいと思ふ。其事に立入ります前に、チヨット一言申上げたい事があります。それは第一に何も私は非常に限られた一種の思想を玆に申上げる積ではないのです。といふのは、私共ばかりではないので、例へば日本に於ても様々の方々に依て、様々の方面に此等の目的の爲めに事業を營まれて居ることは事實であります。さうして其中のある事業は、救世軍の者がやつて居る仕事

か其中に學ぶべき事でもありはせぬかと考へて居られることと思ひます。第二に今も矢張り救世軍の者は、此等の事業の解決を勉強最中にあるものであると言ふことを含んで戴き度いのであります。私は何所へ参る時分にも、今迄どう云ふ仕事をして居るかと言ふことを聞かれます。さうして一つの國から他の國へ遍歴して参る中に、自分の認めることは、兎も角も救世軍が其方面に隨分仕事をして居るといふ事實であります。其次には私の引用致しまする事には、西洋に御さいました事柄が多いかも知れませぬことで、それをお許しを願はなければなりません。けれども、西洋に御さいました事柄が多いかも知れませぬことで、それは既に實地に試みられた事柄でなければならぬ。さてそこで前に申上げました數箇條の理由を、出來得るだけ急いで述べさせて戴きたいと思ふ。

何故に今日午後玆に私が立つやうになつたかといふ理由、又此國民が私の經營して居る救世軍の事業に對して興味を持つやうに認められる理由、此様々の人間に行はれて居る色々の困難を解く爲めの行動が苦しんで居る人々の心に觸れる理由、先づ其理由を述べますならば、私共が政府でも又總ての人々でも有り餘る階級が困つて居らるゝ階級に手を着けて其人々の爲に働いて居るといふことが、殊に注目される一つの理由かと思ひます。斯ういふ階級の者が何處へ参つてもございます。勿論人口に比較して其比例が何處でも同じ譯ではない、其人々が良くない事をして居る度合も、場所によつては随分違ひませう。それと同時に此人々の性質は同じものでありますから、その時代にも、その場所にも、その國にも行はれて居ること、私共は認めなければならぬのでございませぬ。其場所に酒を飲んで身を持ち崩すものが御座いますれば、不品行をなすものがあり、或は犯罪をなすものがあり、色々の良くないことを成す者があります。或は寡婦と孤兒とが災厄の中に悩んで居るものもあれば、或は賭博の爲めに、或は榮耀榮華の結果に悩んで居る人もございませぬ。先刻も男爵閣下が繰返してお述べに

なつたと同じやうに、何處へ參つても、一方に富者の殖えると同時に、一方に憫み苦しむ人の増して居る事實を認めなければなりません。其點に就て、救世軍の者が進みつゝ申しまするには、政府の人々よ、私共は其問題を解決する爲めに、あなたがたのお手傳ひをしたいと云ふのであります。斯ういふ人々を扱ふ上にあなたの方のお手傳ひをしたい。如何に人々を扱ふかといふことを私共の特別の研究問題として、さうして私共が助けることの出来るならば助けませう、其次に又色々の人々の注目、惹くと思はれる理由は是等の者を扱ふ上に救世軍の働きを如何に手廣くやつて居るかとの點であります、饑えて居る中から救ひ、或は惱んで居る間から救ふ。其働きであります。動もすると玆に色々難儀苦勞の中にあるものを見まする時に、之は當然の結果である、身から出た錆であるといふ風に見做す處合もございませう。之は自分で求めた災難であるからといふて見逃す人がございませう、私共玆に集れる淑女及紳士諸君、私共は自分の心得違ひの爲めに惱んで居る人であるからといつても、それを見捨てて居る事が出来ませうか。私共銘々唯一人でも自ら省みて、自分は誤りのない裁判官であると云ふことは出来ない。若しも自分の心得違ひの爲めにあの人々は災難を受けて居るのであるから、捨て、置いてよいといふ其論法を、私共の中に常習めるとしたならば、私共一人一人の身に、如何に災難ではございませうか。ドンナ風に其人が心得違ひの爲めに災難を惹き起して居りましても、外かの爲めに災難を受けて居つても或は、氣の違ひました爲に災難を受けて居るのであるとしても、私共は之を見捨て、置くことが出来ない。又其次の理由として、救世軍の者の働く所に、慈悲的態度を持たんで居るといふことが、屢政治を掌る人々の注意を促して居ると思ひます。私は日本の國で所謂慈善研究をなさる方が、ドンナ風に企てられて居るとの事情を存じませぬけれど、通商他の國々に於て如何に營まれて居るかを知つて居ます。さうして随分それは手ぬかりも多いので、甲斐なき働きを爲して居るのが多いのであります。其點に就きまして救世軍の者が必掛けて力めて居ります主義は、東

京に於ける最も巧みなる事務家が、其事務を鄭重に扱ひなくお扱ひになると同じやうに、其主義を其儘此事業の中に持込む事でございます。私共の用かまする金銭は、最も經濟向きの方法に於て之、使用するやうになつて居ります。總て經濟上の事に就きましては、最も精密になす事に成つて居ります。この部分に屬する帳簿も、最も謹慎に之を書留めることになつて居ります。其國々の習慣に倣ひまして、總て之は悉く其國の經濟制度に伴つて、之を緻密に扱ふことになつて居ります。一口に申せば、私共の仕事は公共事業であります。公共の人々が救世軍が何故に斯ういふ風にするかを知り、又如何にやるかを知つて居る必要があると思ひます。で私共は國民に屬するものでありますから、國民は私共が何をして居るかを知らねばと思ひます。其次に又私共の事業を營ひ爲めに用ひて居りまする方法が、政府其他の人々の注意を促すことに爲つて居ると思ひます。例へば私共が困窮民を扱ふ方法を擧げて見ますれば、勿論只今東京の市街の中に、あなた方が彼の倫敦で見ましたり、或は紐育なり巴里で見ると見ると、極貧の人々を御覽にならないのは事實であります。けれど私共、其困窮と言ふのは比較的の言葉であります。或は毎年十萬圓の收入を持ちながら、私は極めて貧乏なものと言へば言ふ事も出来るでございませう。併しながら一方には一週間に十圓の收入がございましたならば、非常に氣樂な暮しをして居るといへば之亦言へるのでございませう。故に資本家なり、其他の金を持つて居る人々が出来得るだけ此困窮して居る人々の有様を改めやうと言ふ事の爲に心掛ける事が、極めて必要であると思ひます。で秩序を保ちつゝ、貧しい人々をも満足させる様に暮させたいと思ひます。さうして極端な暴動を起すとか、或は無政府黨になるとか、或は革命を起すことなどを防ぎたいのであります。此種類の思想で以て世の中に横行して居る極く單純な思想の一つを申ししまするならば、何故に一方に金持があるのに、我々は貧乏でなければならぬかといふ思想で、是は随分世の中で行はれて居る思想でございます。嘗に之は露西亞へ行はれて居る思想ではない、又英國へ行はれて居る思想ではない、此

日本にも行はれて居る思想に違ひない。で進歩に伴ひまして、色々極端なる社會黨なり、或は無政府黨の如き思想が、人々をして落付いて居ることの出来ないやうにせしむる事を認める。中には極めて貧窮して居るといふが如き人は、更に捨て置くことは出来ないで、どうしても之を鄭重に扱はなければなりません。今茲に貧しい人を階級別にしますれば、之れを三つに別けることが出来るでありませう。第一には稼がたいと思ふけれ共、稼ぐことの出来ない人々を取つた爲めに、或は病氣の爲めに、若くは其他の理由さういふ人々をどう扱つたらよいか。私共の力の及ぶ限りさういふ人々を仕合せに暮らせるやうにしなければならぬ。其事を行ひまする爲に、私共は早晚何れ最も經濟的に之れを扱ふ方法を發見するでありませう。第二には働く事は出来るけれ共、働く心がないといふ窮民があります。私共は其人民をどう扱つたらよいか、救世軍のものがさう云ふ人々を勞働する人に造り直さう。其人を働かなければならぬやうに致さう。此思想は世界各國に益を擴つて居る思想であります。第三の困窮せる人々は、働らかうと思ふけれ共、職を失なつて仕事に有つて居る思想であります。で居るものであります。私が若し今夕倫敦の市街で「ブラットホーム」に立つて居りますならば、此問題に就いて何と申すかと言ふに、「嘆いて居る其人に職を興へよ」と云ふのであります。併ながら倫敦で職がないで困つて居る人に職をあたへよと言ふと、職がなくして實際有りつけないではないかと言ふ返事が来るのであります。そこでさういふ人を如何に扱ふかと云へば、其爲めに私の計畫して居ることは、之に地面を興へよといふことであります。勿論其生活の事情が、彼の國ではこちらとは餘程違ふ所がございます。でありますから其點に就いて、私が今一概にあなた方に御教へ申すの何のといふ譯ではないのです。けれ共又一方から考へますれば今の計畫が違つて居るかといひますのに、案外似て居る事が往々ございます。其事について世界各國わらこちから、救世軍がドンナ仕事をして居るかを申上げませう。私は此職業のない人々に、地面を興へて其處に移す爲めに、四種の方法を用ひて

居ります。其一つは非常に廣い殖民地の如きもので、澤山の人を備ふて用ふる處のさう云ふ場所にて訓練して然るべき人間になりましたならば、それを亦他に移すと云ふ方法。其次に試みて居る方法。は、僅かに地所のある人々に尋ねまして、其僅かの地所をどの位利用して、どんなに生活して行く事が出来るかを定め、責任を以て一部分の小さい地所を耕さして、生計を營ませることであります。私は日本に參つて幾日にもなりませぬけれ共、田舎の景色を見ます時には、其問題を考へられて、非常に心を動しつゝあるのであります。勿論日本の國では時候から云つても、或は地味から云つても、色々便利な所もございませう。けれ共私は矢張り英國へ歸つて行かなければならぬ。日本で「エーカー」の地面で出来る色々の耕作物が、向ふで五「エーカー」の地面でどの位出来るかを、皆に説かなければならぬ。第三には移民問題であります。世界の一端から、人々を他の一端に移すことであります。私は勿論其人民の爲めに働く。私は憐んで居る人を助ける目的から、それをやつて居る。それは私の將來に適つたこと、思はれる。或る土地で仕事がなく困つて居る人がございませう。時に一方では仕事はあるけれども、人がなくて困つて居る所が世界にあるのでございませう。人が多過ぎて困つて居る所から之を取つて、人が少な過ぎて困つて居る所に移すは、極めて合理のことでございます。勿論英國は其領分が廣うございませうから、英國旗の翻らない所まで出掛けないでも、其問題を解決する事が出来ます。さうでございませうから、例へば英國から救世軍の手に依つて、二萬の人々を加奈陀に移すやうに致して居ます。それから又救世軍の手に依つて、何千人の移民を英國から北極洲に移す積りであります。それから又墨西哥の方へ移民を送るといふ問題について、それは送つてよといふ許可を、現に昨日あらへわたへて置きました。詰りさう云ふ風に進んで參りましたならば、救世軍は男女年寄子供の卸小賣をするものになるかも知れませぬ。一方で奉公人が要するといふならば、私共がそれを供給する或は子供の欲しい人がありますれば、世話をすることも出来ます。

養子が欲しいといへば、それをも世話する事が出来やう。或は又或紳士が妻を欲しいといへば、其世話も出来るかも知れぬ。或は又淑女で夫が欲しいけれ共、人いふのは恥かしいと云ふ時分には、或は救世軍でコツツリ世話が出来るかも知れぬ。又あまた方の或方は、おたづねになるかも知れぬ。或人間は働けい言ふても働かないが、さういふ人間は、救世軍でどう扱ふか。さういふ人間はこれを殖民地に移して仕舞まして、其所で閉込められた譯になるから、稼がなければならぬと言ふ窮地に置いて、彌が上にも働かなければならぬといふやうにするのであります。それから又其の次に政府政治家其の他の人々に救世軍に注意を拂はせることは、私共の飲酒者の扱方でありませう。此問題に就いて全く私はこちらの様子を知らないものではありますけれど、尙警戒の聲を揚げたいと思ふ勿論西洋から色々の事を日本に持込むといふ事を、非常に益あること、考へになつて居りませうけれ共西洋の宜しくもない風俗をまでも日本に輸入すると云ふ事だけは、非常に警戒せねばならぬことであります。飲酒者を扱ふ事について、救世軍は非常に成功致しました、又墮落した婦人達を救ふ上にも、救世軍は非常に成功して居る。さう言ふ婦人であつても、若し節操を失つたものがあると致しますれば、それを其儘に捨て置かないで、尙ほもう一度名譽を恢復させて、新しい生涯を送る機会を與へよと要求するのであります。けれ共婦人にさういふ世話をして呉れる友達がないとならば、救世軍は其人の友達となるのであります。それがために私共救世軍の間に婦人救済所を設けて、墮落した婦人達を救つて居る。其數か丁度百三十箇所に達して居ります。さうして其百三十箇所の婦人救済所を経まして毎年救ひを受けて居る婦人の數が五千人に達して居ります。さうして其事業を経営致しまする爲めには美くしき道徳堅固の多くの婦人が、身を捧げて之が爲めに盡して居ます。其婦人達が大道をうろついて居る人々を探して歩き、或は又罪惡の行はれて居る巢窟に潜き婦人が尋ねて行くのです。さうして其墮落した婦人に、さういふ良くない道から必らず歸りて呉れよといふて之を説き勧めます。で堅氣

の世渡りをするには如何にしたらよいかの手引を、其人々の爲めに致します。さういふ婦人達を救ひ上げて堅氣な方法で暮しを立て、行く事の出来るやうにする上に、救世軍の成功して居ることは、實際驚くべきものがあります。現に何時でも唯今世界をあらゆる所に探しますれば、二萬人三萬人といふ婦人で一時は非常に墮落して居つたものが、救世軍によつて堅氣になつて保護されて居るものがございます。さうして又何千軒と言ふ家が其扉を開いて、私共が其の婦人を依頼すると言へば、喜んで雇ふやうにかつて居ます。で私は日本の國に於ても、他の國に於きまして、寄邊のない婦人達が多まるで大道で賣られて居る家畜か家畜と同じやうに、價を以て、買ひ又賣られるといふ話を聞きまする時には、腸がちぎれるやうな氣持が致します。日本の國民でも亦其問題に就て足を踏締めて立たなければならぬ。此の如きことは我國に行はねばならない。日本の國は益々盛んになるでございませうといふ口は幾らもありませう。でありますからさういふ堅氣の口は幾らもある筈だから、殊にさういふ娘達に氣を付けて、之を自由なる束縛されない奉公人として用ゐなければならぬ。

そこに又犯罪者といふものがある。此犯罪者を如何に扱つたらよいか、其犯罪者の數が増せば、却て餘ほ犯罪の手柄のやうになるのでありませう。色々様々の金剛石とか寶石其他の寶物が、大分あれば此監獄の生活の上に、非常の改良が行はれて居るといふことである。けれ共日本の國で、監獄制度が非常に良いと言ひますが、それが十分望ましい程に達して居るか。どうかは自ら別問題である。私からどこまでやるべきといふ事は申上ない。私は先づ一番に犯罪人に同情を濺ぐのであります。如何に犯罪人が極悪であるにせよ、悪るければ悪るい程私は之を憫れに思ふ、其次に犯罪人を私はどうするかといへば、私は之を憫むと同時に罰する。けれ共其罰は短かくして鋭いものでなければ

ばならぬ、長い間人を苦しめて處分すると言ふことは、私から見れば、まるで思ひ違つた方と思ふ、餘り長いと唯もう其人の意思の力を離して仕舞ふやうになる、さうして牢から出て來る時に、其通り意思が壊はれて仕舞つて居りますから、出て來る最初の心に亦戻つて仕舞ふ。或は又監獄の生活に慣れ仕舞ふて内に居やうと、外に居やうと、餘り何とも思はぬやうになる虞れもある。で亞米利加なり或は英國なり濠洲なり歐羅巴の各國に於て、澤山の人々が監獄に這入たり出たり、それを續けて居るものが幾らも居ります。で私は今一々説明して居る邊はありませぬが、其處分は随分嚴酷のもので出て來たら二度と再びあんな處へ行くものでないと思ふ程に、處分をした。其他に私は何を以て犯罪に對するか。其人々を改心に導く。私は其人の心を入替へる。私は正直の心を之に與へる。さうするならば生活にでも正直が現はれて來る。けれ共そんな事が出來ないと仰しやる方があれば、私はさういふ人に、人の心は變へられないものといひますかと尋ねる。神の愛と人の愛と混合して人の心に用ゆれば、ドンナ人の心でも入替へる事が出来る。私の手に這入りました中で、一番念の入つた懲役人は、六十歳の年に初めて救世軍に來たものであります。牢屋の中で四十年を過して、自分の子供の時に身を過ち始めて、母親は酒飲み、父親は泥棒、申著切りに教へ込まれた。職業として犯罪を覺え、稼げと言ふても稼げない。脊には五百の革の鞭を當てられた。救世軍の人がそれを手に入れて、之を救濟所に迎入れた。さうして其爲に祈をして之を愛した。さうして其人の爲めに心を入替へる神の力を喚起して、其人の心が變化しました。其後二十年の間、最も堅氣で誠實なる生涯を送つて、平和の死を遂げました。其葬式には死を惜む人々が、何千人となく集つたのであります。私は此の如くにして犯罪人を作り變へる。私は人の心に變化の出來るといふ事を確く信する。昔に淑女及紳士の心丈けではないさういふ人々を達の心はいつとも良いのでありまじやうから、何も變化の必要がないかも知れぬが、此情に於ける人々は火變にいたつたのである。けれ共決して神の力の及ばぬ程の厄介のものでもない。其次に

私は何をするか、之れに體面ある生活の道を選んでやる。それは私の要求次第に、私の監督の下に置拂はせるなせ仕拂はせねばいけないか。なせ。散々人に迷惑を掛けた揚句又私共の手を掛けて、其儘は其人を掛け離れた離島に送つて仕舞ふ。さうして其所で自分の麵麩を自分で稼がせる。で之を救世軍に導かしめて之を幸福な善良な人にして境遇上已むを得ずでも稼がすやうにし死ぬる時には安心を以て瞑目させるやうにする。それが私の罪人を扱ふ方法であります。

私の時間は無くなつたやうに思ひます。けれども私のいひたいことは、チヨット言ひ掛けたやうな氣がして居ります。で茲に道樂息子と名付けるものがある。男爵及夫人、其他諸君、この道樂息子なるものが、如何に世の中を流浪して居るでございませうか。世の中に誰一人自分の友になつて呉れる者もなく……實は今朝も東京市の有名なる或人から與へられた、美しいよく整つた手紙の中にも、人は人來て自分の手を握つて呉れる人を持たない者が幾らも御座います。涙を拂つて呉れる人を持たないものが幾らもありません。其心は蔭で人知れず始終碎けて居る、唯一人愛の唇を以て接吻して呉れる者がない。唯一人で苦しみ唯一人で困つて居る。誰一人首に手を掛けて世話をして呉れるものがない。之を愛して、私は之を助けて參つた。其事柄の一例であるが、此春からして私共の新たに倫敦で始まりました、自殺防止運動のことをチヨット申す方がよいと思ひます。ほんの一口丈申し上げます、今年の初めのことでございましたが、倫敦の一つの新聞社が私の所へ手紙を寄越しました。何んぞかし世の中に自分の命を自分で捨てる人が深山あるが、之を救ふ方法を講じて呉れないかと云ふ申込で

あつた。或は此自殺といふ問題に就て、日本人の或部分での考が、西洋各國の考と違ふ所があるかも知れない、其名譽の心より、自分の命を捨てやうと思ふ人も御座ませう。汚れたる名を以て生きんやう死するに如かずといふ考で、自殺する人もございませう。けれども私は其點に就て違つた考を持つ其點に就て私の考は自分に汚名を蒙るやうなことをしたら、自殺して申譯をするといふのは不量見のことで、それよりも汚名を負ふやうなことがあつたならば、宜しく其罪を懺悔して惡事を造りしものでも其許を得て以來は、名譽を恢復するやうな生活をするのが、最も考ふべきこと、思ふ。それと同時に爰に集つて御出でなさる淑女及紳士諸君、此お方々の中に誰一人絶望の餘り、自殺することはいとお思ひになる方はありませんまい、心が碎けて仕舞つて望なき生涯、さういふ者には自殺することを許したくない。で私は新聞社に向つて、一段許りのものを書いてやつた。其發表したことは、救世軍が茲に自殺防止運動を開始して、誰でも落ぶれて最早此の世の中に望みがない、いつそ死んで仕舞はうといふ人が相談に来るならば、どんなことでも相談相手になつて、死なずと濟むやうな道を付けるからといふことの發表を致したのであります、そこで胸の中に本當にさういふ人々に對する同情を有つた男子と女子との士官を擇んで其兩方の頭に置きました。處ろが最初の四週間で五百五十人の相談に參つた者がありました。間もなく其働が評判になつて、之が伊太利にも、或は獨逸にも、亞米利加にも又巴里にも擴がつて參つたのであります。私共がさういふ人に會ふ時に、如何に情けない氣の毒な物語を澤山に聞くこととございませう。氣の弱い人であつたならば、主管のものでも自分の身體を傷めて仕舞ふ位、さうでなくても其人はいつまでも、其部を受持つことがないので。外の人と交代しなればならぬやうになる。唯一つ茲に其事實を話させて戴きたい。是は倫敦で起つたことで、一人の老人が居つて其親其妻が死にまして、唯一人の男の子があるそれは自分の唯一の樂みである。元來或勞働者に過ぎませぬけれども、一生懸命に稼いで僅かの貯金を致しましては、一人息子の教育の

爲めに是を賣いで居りました。其子供がまだ極若い。さうして後銀行で或地位を得た。其青年の目の前には、將來非常な立身の見込がございませう其年寄りました親は其子供の立身を樂みに致して居る。其若者が後非常に立身出世が出来ると思つて夫のみ目的にして居つた。けれ共忽ち悪い友達に唆かされて博奕を打つことを覺えた。博奕を打つて又博奕を打つて或時は儲けることもございませうが、度々損を致して遂に自分の金のない所までも押り込むやうになつて、自分の金でない他人に屬する金まで手を付けるやうになつて、其の爲めに放逐されなければならぬ様になつた。それではどう致しますか其父親に話すと、仕方がございませぬから、父親が貯蓄銀行にございませう金を出して、自分の可愛い子が不正の事を致して使ひ込みました金を仕拂つてやりました。さういふ風で居ります間に年を取りました父親は全く絶望して何處かで慰みがなければ、トモちつとしては居られないので、父親も亦心配を慰める爲めに酒を飲む癖が付いて、遂に父親は飲酒家になりましたが、それが爲めに全く職を失つて、已を得ない所から遂に川に飛び込んで死なうと思つた所、丁度折も折とて不思議な事には、救世軍で以て自殺防止運動の場所が開けた。誰一人自分を顧みて呉れる者が無い。けれども其所へ參つた時に其所に居る人が、一緒に涙を流して其爲めに禱りをしてやつて之を慰め、さうして酒を飲む癖から救ひ、それに堅氣の職業を見付けてやつた。さうして其残る年月を生きたるやうに救ひ生けてやつた、

男爵、淑女、紳士諸君。此上私は話しては居られますまい。けれども救世軍の働いて居る働き方が、其國々に依つて今日までも皆斯様な者と見られて居るとすれば、其働の方法も其働の部分も亦認めなければならぬ。勿論救世軍の働き人が誰も彼も其邊の大道にうろついて居つた者を救ひ上げた者ばかりと思つてはならない。無論今働いて居る中にも大分落ぶれて居る中から救ひ上げた者もございませう扱てさういふ風の人がさういふ境遇に居る人を扱ふことが何時でもその胸の中になくてよい場合もござ

ざいすけれども、それと同時に此等の以外實際に多くの働いて居る者は、然るべき民の中にある男子女子であります。人たるの同情を懐いて居る男子女子であります。神の救の力が如何に人を取り救ふかといふことを、我魂に経験したる人々であります。彼等は神に附ける人でありませう。其事を東京で働いて居る者、或は他で働いて居る者が、とくに示して居るけれども、今の日本の救世軍などは、ホンの創業時代の開拓者に過ぎませぬ。で日本の國其ものが其國民を救ふ人物を必ず造り出す筈であります。けれどもそれが日本國であらうと何處であらうと、必らず日々改良進歩して行きませう。日本の國でも働く人を養成する爲めに力を盡して居りますけれども、まだコンナことではいくまい。益々力量ある人物を養ひたいと努めて居ります。私は永年の間夢の如く胸の中に懐いて居ることは、何でも非常に大きな世の中を救済する人の大學を造りたいといふのであります。若もさういふ言葉を使ふことを許すとすれば、何といひますか、萬國人道大學とでもいふやうなものを造りたいのであります。(拍手)。今の世の中にはあちらこちらに大學と名付けるものもあり、高等學校と名付けるものもあつて、立身出世を致して地位を得、氣樂なる幸福なる生活を送るが爲めに、人を養ひつゝある如く、落ぶれた人の間に降つて身を捧げてそれを助けるやうな人々を養ふ學校を造りたいのであります。如何にして犯罪人を最も能く扱ふか、如何にして大酒家を能く扱ふか、如何にして阿片を嗜む者を扱ふか、如何にして困窮民を扱ふか、如何にせば最も能く不品行なる人々、或は博奕者を救ふことが出来るか、如何にして非常な犯罪の中に身を置くやうなもので、國の側からいふならば、國の危険の基となつて居る憐れなる人々を最も能く救ふことが出来るか、如何様にしてでも色々な學術を學ぶ如く、此人々を救ふ所の人を造りたい。で私の今の考ではさういふ大學の中心となるべきものを、一つは倫敦、一つは紐育に試みたいと思ふ。さうして各國にそれと似たやうな分校のやうなものがあるべき筈と思ふ。さういふ工合にして随分年の若い男子女子をも受入れ、年の若い男子女子を見詰めて、

今青年とお前方はどういふ生活をする積りかと尋ね、來つて新しい軍に加擔せよ、來つて人類の敵と戦ふ爲に其軍に従へといふのであります。自らが世の中の所謂高尚な地位を得、名譽を得て榮耀豪華の生涯を送ることを求めず、人類の救主が天の位を捨て、地に降つて人の爲に苦み給ふた通りに身が出来ないと思へば、繼續者が私の脱ぎ捨てた靴に足を入れて、再び行くべき方に進んであらうと思ふ。或は大將が死んで仕舞つたならば、救世軍はどうなるかと尋ねる人がございます時に、私の答へることは、又次の大將が造り出されるに違ひない、而して人間の側から云へば、之が爲に有らゆる設備、あらゆる順序、まさかの事が何時あつてもよい丈の秩序は付いて居るのであります男爵及び淑女紳士諸君、私はあなた方の御清聴を感謝いたします。實は私今日午後にはふと思つて居りました筋から、ここ横の方に行つたやうに思ふ。併ながらあなた方が誤解されることなく、あなた方を誤解することなく、又あなた方の多分のお望通りのことを申し上げた筈であつた事を望む、でいつぞや私は華盛頓で私の今迄出ました色々な集會の内でも最も注意すべき最も勢力ある人々の集りと思つた其集會でいつた如く、爰に救世軍がございます。是はもう試験中のものではございませぬ。是はもう冒險の時代を過去つたもので御座います。是はあなた方が十分出来て居るものと見て、信用してお勤めなさる甲斐がある、或は経験上といふか、あなた方が此働をお助けになつた時に、後日になつて助けて置いたことをお喜びになる時が来るに違ひないと思はせう。私は曾てそれを疑はない。其の疑はないと云ふのは、私の仕事が此世で終つた時に、私の生涯夢の如くに望んで居りました彼の天の輝ける巷に私は行きます、さうして私は恐らくは此日出の國を彼天國から下すことがあると思ふ。さうして救世軍が日本の國で多くの人を救ふの力ある團體として、此國に働いて居る時を天の彼方から見下すことが出来ると思ふ。(拍手)

統計

三重縣下特種部落に於ける

統計一斑 進藤正直

三重縣に於ては去る明治三十八年六月以降、特種部落、即ち所謂新平民部落の改善指導に、着手せられし趣は、曾て本誌上にも記載する處ありしが、今回特種部落改善の梗概を題せる小冊子を公にされたり。乃ち其卷首に曰く、

前略 施行日尙淺きも其効績は算々顯はれたり。今其大要を擧ぐれば就學歩合の増加、青年夜學會の開設、婦人會又は兒女會の設置、部落改良團體の組織、入浴の勵行、共同浴場の設置を始め、言語風俗及職業の改善は最も著しきを認められ、殊に喜ぶべきは監獄の統計上、昨年来部落に最も多かりし犯罪の數を減じ得たるの事實なりとす云々

と。余は先づ吾人の最も關係多き、犯罪者の事實より之を見ん。

諷し、逡巡に抗し、實に所在法を犯す。然も、出沒隠現の巧妙なる生蕃に酷似するものありて、悉く檢舉する事を得ざりしも、其投擲したる者他に比して著しく多く、其數及犯數區分表左の如し。

前科者之犯數及其の百分比

(自明治三十八年六月調査)

(至同三十九年三月調査)

前科者

犯數 犯數一 前科者者ノ人口百
平均 二對スル歩合

一、五一六 二、二六七 一、七三三 四、四一
(備考) 五犯以上 九九 十犯以上 一八 二十犯以上 一
(注意) 「犯數」は犯罪度數即ち同一人にして二度以上罪を犯したる者に就ては其度數を計算したるものを云ふ如し果して然らば右は監獄に於て新受刑者と稱するものと同一にして所謂前科者は其頭數なり

罪名犯數區分表(自明治三十八年六月調査)

Table with 2 columns: Crime Name (e.g., 謀殺, 強盜, 竊盜) and Count (e.g., 二, 一, 一三, 七)

受刑特種部民在監表(安濃津監獄現在調)

Table with 3 columns: Category (e.g., 初犯者, 累犯者), Count (e.g., 一〇, 六〇), and Date (e.g., 明治三十九年八月末日)

本表に依れば在監人は實に四分の一強を減したるが、其罪名別を見るに、竊盜は最大多數を占め、賭博は之に次けり。即ち自明治三十八年六月十ヶ月間の犯罪總數二千六百七十七人中、竊盜は實に千二百六十人(殆ど半數)賭博は四百八十四人(約五分の一)にして殺人、放火、強盜の三罪は合計三十一人の多きに達せり、「前科者」の項に曰く、

此種族は社會の外に孤立して道德の何たるを知らず。特に概ね懶惰にして、頗る賭博を好み、偏曲の性情より不正の團結心強く、三々五々時に隊を爲して良家を荒らすや、金品は素より、鍋釜米鹽をも竊取し、神社佛閣の賽錢は勿論、嗽水盥に備へある手拭及石神藏に纏ひある胸掛け幟をも奪ひ又野外の農作物は勿論、官私山林を盜伐するのみならず、人を傷け、罪人を掩

Table with 2 columns: Crime Name (e.g., 強盜傷人, 強盜殺人) and Count (e.g., 一, 一)

(注意) 合計人員は前表犯數欄の人員と二の差あるも姑らく内容に依り計數を其儘掲載す

擄彼等の職業は如何。風俗と職業」の項に曰く此種族は社會に蔑視せられて社交を拒絶せられ、教育なく通婚なし。爲に冠婚葬祭の他と異なるのみならず。其風俗の野卑なる品致の上に於ても劣等なり。故に之等の向上を謀らん爲、百方教訓を加へ漸く乞食、物拾、蓬髮垢顔に襟襖を纏ふて外出する者等は近時殆どなきに至れり。且從來の野合、早婚の弊を矯正せんとし、子女の夜間取締、及青年に夜學を勧誘し、禮義を教へつゝあり。隨て彼等の常に喧嘩口論を好む

の癖も漸次更まるに至らん。其職業は左表の如し。

▲職業區別(自明治三十八年六月調査)

皮革細工	二四八	下駄直し	九〇二
雜商	九九	樂	五九
日雇	一、五一〇	山	一、一五五
農	一、六四九	樂	一
合計	五、六二三	合計	五、六二三

(參考) 部落數 二二三 戶數 五、六二三

人口 (男一七四五八 (女二六八五九) (計三四、三一七)

此社會は概ね赤貧洗ふが如き細民にして、普通生活を爲す者は甚だ少し。其は本表の如く殆ど下等勞働者なるを以て明かなり。而して從來屠殺を業とする者、及犬猫を巧に盜殺し、肉を食ひ、皮を賣るを業とせし部落ありしも、其慘殺の非を懇論したる結果として、近時屠獸場に雇はる、數名の外、殆ど營む者なきに至れり。其最も少きは、往古より商業なりとす。之れ社交を拒絶せられたるが爲、直接實際に於て營む能はざりしに起因すと雖も、自今其進化に伴ひ、漸次各種の商業を營むに至らん、特に娼妓

に入る者を見る。又其改善の緒に就きし部落に勤めたる青年の夜學も成績好良にして、來る關西府縣聯合共進會の教育部に出品する者ありて前途好望となれり。左に學齡兒童の就學歩合を掲ぐ。

▲學齡兒童及就學百分比例

(自明治三十八年六月調査)

學齡兒童	就學兒童	學齡兒童百對	就學兒童
男 二、八二六	男 一、四〇九	平均	六五・四
女 二、五九八	女 一、一五二	平均	六五・四

此他祖先、人情及道德、衣食住、語調容儀、宗教衛生等の趣味多き事項妙からざるも、統計的調査に係るものは以上數項に過ぎず。思ふに同縣當局者の熱心なる指導教訓は、數年の後更に大なる成功を見る可きは吾人の信じて疑はざる處なり。該梗概の結論に……勤儉貯蓄の必要を自覺せしむるに於ては、情性の變化と共に、其體軀強健能く勞

に堪ゆる彼は、普通人民の企て及ばざる事に從ひ必然家を富まし、國を利し、却て今日彼を擯斥賤侮する者の上に出づるや無論なり」と斷言せるを見れば、如何に當局者が自信の強く、而かも其事業

となれる者の頗る多きは、其貧に因るとは雖も一つは普通人に嫁するの僥倖を希ふにあり。縣は調査に着手の當時より職業及副業を興へん爲製紙、蘘蓆、傘骨、石鹼等の製造を勤め、且奨勵し、傍ら養豚蔬菜速成栽培等を教へしに、漸次従事する者多く、殊に貧民の如き右等の工業を以て生活を立つる者日に増加せり。

又「教育」の項に曰く

此種族にして高等教育を受けし者殆どなきのみならず、普通教育すら進んで受けんとする者少く、隨て就學歩合の劣る事、實に他の百に對し三十の多き差あり、其原因を尋ぬるに民に良否の別は明治の初迄我國に於ける嚴肅の制度にして、爲に此等は社會の外に驅逐せられ、毫も教育を受けし事なく、隨て思想も最も卑く、之に加ふるに多くは貧さが故に、其子弟を子守或は草履製造に従事せしめんとして就學を希望せざるに至る。實に可憫の種族と謂はざるべからず。依て縣は百方教育の奨勵に努め、近來漸く其歩合は昇進の途に就きしのみならず、師範、中學

の前途光明に滿てるかを知るに足る。吾人は同縣の爲に深く之を慶すると同時に、此善美なる事業の精神が全國に普及し、以て世の救貧事業の發達を扶け、兼て又吾が監獄事業の改良進歩に資する處あらんことを祈るものなり。

(附記) 縣の指導に依りて改善の緒に就きし部落は悉く規約を設け、又大部落の如きは青年の結合して自他の改風遷善を圖るあり。今其一例を示せば左の如し。

▲安濃郡塔世村申合規約

吾が塔世村は舊慣の風儀を棄て、社會の真風を學び目下の面目を更むるに一致し竹葉實一郎氏の立會を得て申合規約を編製し左に其の條項を掲り一同堅く相守ることに定めたり

●風俗の改善

- 一 男女を問はず外出するときは可成見苦しき衣服を着用せぬ様注意すること
- 一 男女に不拘平素帯を用ゆべきこと
- 一 細帯又は前垂を以て帯の代用することを許さず
- 一 平素着用の衣服は時々洗濯し汚垢の附着するものを用ゆべからず
- 一 屋の内外を問はず裸體となるべからず
- 一 子女は他家へ行き自家の職業をなすべからず

- 一 男女ともに可成身體を奇麗にすることに注意し病氣にあらざる限りは毎日入浴すること
- 一 山海等に古柴を拾ひに行くへからず
- 一 米藁の穂及野菜を拾ひに行くへからず
- 一 節分に危怖ひこ唱へて棄てある物品を拾ひに行くへからず
- 一 洗足にて道路を往來すへからず

●言語と家庭

- 一 人に接するには禮義を厚ふし言語を正しくすへし
- 一 當部落の通語に互に相戒めて普通語を用う可きこと
- 一 人を呼ぶに可成其の性を呼ひ名を呼ぶには誰さんと言ふ可きこと
- 一 他人及び家族の者を呼ぶには可成低聲にし必らず荒々しき高聲を發す可からず
- 一 喧嘩口論をなす可からず可成家庭の平和を保持することに努め兒童教育に留意すへきこと

●屋内の掃除

- 一 屋内は朝夕怠りなく掃除し外より觀て見苦しからざる様致すへし
- 一 戸障子の破損を疾く修繕張り替へなすへきこと
- 一 屋内の諸道具は度々塵を拂ひ一定に場所にごくべきこと
- 一 土間は塵芥の残らざる様能く除し決して不潔にすへからず
- 一 棚流しに成る可く清潔にし其の流し先き及び溜は板にて覆ふへきこと
- 一 流し先の溜にして破損のもの又は古きものは此際新設すること

●燃 戒

一 糞尿又は不潔なる水及び物品を悪水路に投棄すへからず

一 道路及び悪水路に大小便をなすへからず

此の申合規約に違背せしものは委員會の評議に附し相當の違約謝金を出さしめ猶三回以上違背したる者に對しては委員會の評議に附し絶交の年限を定む

賭博其他法律の犯罪人に對しては委員會の評議に附し絶交の

明治四十年三月末日現在全國在監人員監獄別表 (△ハ減)

關東區	監獄名	四	人	懲	治	人	利	推	被	告	人	別	房	留	置	人	乳	兒	合	計
東京	市東	六九四	五	七九四	二	四	一、四九九													
東京	市東	二、二四九					一、二六六													
東京	市東	二、二一九					二、二二一													
東京	市東	一、二八四					一、四九六													
東京	市東	八七六					一、二八二													
東京	市東	一、一五七					一、二八二													
東京	市東	一、〇〇八					一、〇七五													
東京	市東	九四二					一、〇三七													
東京	市東	七五一					一、〇三六													
東京	市東	四八二					一、〇一六													
東京	市東	二九五					五〇八													
東京	市東	一九三					一、四〇六													
東京	市東						一九三													

●宅地の掃除

- 一 宅地内の掃除は毎日二回又は替にて丁寧に行ふべきこと
- 一 但右にて尙ほ不潔なれば清潔に成るまで行ふへし
- 一 塵芥は宅地の一部分に寄せ集め七日以内に既定の共同棄場或は自己の耕作地へ運搬すること
- 一 租寄せ集むる場所は可成道路及び家宅を距る地に定むること
- 一 宅地内の竹木は一定の場所に片附け置くこと
- 一 宅地内の竹又は木の垣は見苦しからざる様修繕し猶必要と認むる場所は此際必ず新設すること
- 一 宅地内の塙垣に洗濯物又はすべか乾すへからず
- 一 洗濯物又はすべは可成外観を避くる場所にて乾すへし
- 一 井流しは毎日一回掃除し清潔になし置くこと
- 一 溜の水は一日一回汲み取りて他へ移すへきこと
- 一 雪障は自今板造りすること従來の疵俵藁にて造りしものは此際悉く破毀改造し板或は壁等にて造りしもの、破損せる部分に來る十五日迄に修繕すること
- 一 小便の不潔は最も厭ふべきものなれば毎日掃除すること
- 一 小便の不潔は最も厭ふべきものなれば毎日掃除すること
- 一 道路及び悪水路に其接続せる家より掃除すること
- 一 但道路は朝夕二回悪水路は一回深ふること
- 一 道路にて糞其他塵を生ずる物品を賣買する場合は隣家又は往來の者に迷惑させざる様注意し其の跡は直ちに掃除すること
- 一 年限を定む
- 一 他町村より本村に寄留するものは必ず其届書に委員の認印を受くるを要す
- 一 寄留出を成規の期日内に差出さざるものあるときは立ち退きを要求す
- 一 此の申合規約の改正又は變更は委員の決議に依る
- 一 此の申合規約は明治三十八年九月十五日より勵行す

神	岡	廣	山	島	松	四	高	松	高	九	長	福	大	佐	熊	宮	鹿	三	沖	北	岡
津	山	島	口	取	江	島	松	山	知	崎	岡	分	賀	本	崎	島	池	繩	館	海	札
一、六三九	一、一八五	一、五〇三	九六四	二二七	五九五	四七二	六九九	八六五	六八七	一、三一八	一、六五〇	五一二	五八六	七八〇	三〇五	五九〇	一、五五八	三一六	四三七	八四四	
二二八	一八	一一	三	二	二	一	一	一	三	三	五	一	二	一	二	一	一	一	六	二	五
一七〇	八二	二二三	六八	二〇	四〇	二二	二八	三六	七〇	一四〇	一三五	二八	四二	五七	二四	三二	七	四	八	四	八
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、九三三	一、二八一	一、七四五	〇三七	二四八	六四八	四九四	七二七	九〇三	七九二	一、四六七	一、七八六	五四四	六六一	八三七	三三五	六二二	一、五五八	三二二	四八八	一、〇一七	

東	安	名	靜	岐	北	新	福	金	富	東	宮	福	盛	青	山	秋	西	大	大	大	和
津	屋	岡	所	阜	湯	井	澤	山	城	島	岡	森	形	田	部	歌	區	區	區	區	區
八一二	七八二	八八〇	四五一	六三八	八三八	三五二	五三六	三一五	九九九	一、一五五	四三〇	五一一	七八三	六七七	一、〇七四	二、六八〇	二、三三七	六四〇	六五二	一、八一二	
二六	三	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四九	一六八	四六	三〇	二八	五五	三三	三五	四九	一七二	一七八	四三	一二九	八三	九三	一七八	三三三	三〇二	四四	三三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八六一	九七七	九三三	四八五	六六八	八九四	三八六	六一九	三六九	一、三三三	一、一八五	四七四	六四〇	八七五	七八四	二、二一七	二、七三〇	五九八	六八六	六八八	一、〇一七	

典獄會議

典獄會議は豫期の如く本月一日より司法省樓上に開會同日午後一時司法大臣の訓示(別項參看)ありて同日は散會し翌二日より河村監獄局長又は小河事務官會長となり諮問事項につき審議したるも重要にして且つ頗る複雑なる者少からざるが爲め豫定日數を以て終了するを得ず十一日午後に涉りて纔に終了したるも各典獄の提出に係る協議事項及幼年囚人未成年囚人懲治人又は女囚人等の特別監獄典獄の意見交換等ありて遂に十四日まで延期せらるゝに至れり左に指示事項注意事項、諮問事項を掲ぐ、協議事項も後日を期し掲ぐることあるへし

指示事項

一 免囚保護事業の經營は各地方に於て著々之れか實行を見るに至り漸次發達の氣運に向ひつゝあるは喜んへき現象なりと雖も未だ以て成功の遅々たるものあるを免かれざるを遺憾とす是を以て政

府は斯業獎勵の目的を全ふするか爲めに本年度豫算に於て免囚保護事業獎勵費を要求し幸に議會の協賛を得て初て之れか費目の新設を見るに至れり

本來免囚保護の事業たる主として民間篤志者の施設經營に屬すべきものなりと雖も而も之れか成立を勸奨し之れか發達進歩を圖るは監獄當局者の協力指導に俟つの甚だ大なるものあるを以て將來一層意を此に致し最も切實に政府の旨趣を貫徹するに至らしめんことを要す

免囚保護の必要は必ずしも罪囚釋放の日に始めて起るに非ず能く各個人の境遇其の他の身上關係を詳悉し之れに對して既に在監の間に機宜の措置を施し若くは少くも出獄前後の準備を講ずること蓋し保護事業の精神に適するものなりと謂ふへし若くは少くも出獄前後の準備を講ずること蓋し保護事業の精神に適するものなりと謂ふへし此の旨趣に依て茲に左の各項を指示す

一 監獄官吏は一般公衆をして免囚保護の必要を認識するに至らしむると共に適切なる保護の方法を講し且保護機關又は警察官署等と敏活なる

氣脈を通することに依て努めて保護の實績を擧ぐるに至らしむるの職責を有す

二 典獄及教誨師は殊に意を此に致し常に其の所在地方の保護機關と密接なる關係を繋ぎ保護事業に就ては其の一般の方法に關するの外就中各個の囚人に對する機宜の保護法に關し保護機關に其の希望と意見とを告知することを要す

三 保護機關の主管者又は代理者にして相當の資格を備へたる者は典獄に於て司法大臣の認可を請ひ常に監獄に出入して親しく在監者と相接見することを得せしむへし

四 在監婦女との接見(特別)は女性者に限りて之を認可す

五 免囚保護に關するの事項は相當の時期に於て豫め司獄官會議の評決に付することを要す刑期二箇月以上の者に就ては少くも出獄三週間前迄に保護に關する準備を完了すへし

必要ある總ての在監者に對して成るべく保護の惠に浴せしむるの注意あるべきこと勿論なりと雖も特に未成年者に就ては一層周到なる注意を加ふる所あるを要す

二 監獄事務の成績報告に就ては曩に其の概要を指示し爾來該報告に依りて各監獄の功課を知るごと一層詳明なるを得るに至れり然るに各分監の事蹟に至りては往々簡略に失し之れか真相を審にする能はざるの憾みなしとせず依て爾今一層詳密に之れを盡すと同時に本分監に於ける將來の施設計劃に係るものは一切併せて報告する所あるを要す

三 典獄に於て分監を巡視し周到なる監督を加ふべきは勿論なりと雖も事務の緩急を計り成るべく時々分監長を本監に召集し親しく諸般事務上の指示、訓授を爲すと共に分監長をして本監に於ける週四其の他執務の實況に通曉せしむる所あるを要す

四 女監取締部長の職を設置したるは成るべく女子を以て處理監督の任務を全ふせしめんとするの旨趣に外ならざるか故に此の際女監取締部長の撰

擇に就ては特に慎重の注意を加へ訓練の結果、漸次女子の處邊は女性官吏の手に委任するの範圍を擴大するに至らしめんことを要す

五 犯罪の原由情狀及犯罪個人の性行其の他の身上關係を評悉するか爲めに裁判訴訟記録を参照するの注意を要することは曩に指示(三十八年會議指示事項第十九)する所ありしも之れが實行を努力する上に於て尙用意の到らざるものあるを免かれざるは遺憾なり爾今罪質の輕重と刑期の長短とを問はず必要と認めたるものに就ては成るべく其の訴訟記録活用の道を講ずるは勿論典獄教誨師の如きは時々法廷に臨み公判審理の實況を傍聽する等努めて裁判機關との間に密接の關係を保つるの注意を要す

六 賞罰は行刑規律を維持するの最緊要件たり若し各監獄の間に賞罰の均衡を失するか如きことありとらば是れ即ち監獄に依り規律に寬嚴の區別あるを證明する所以にして行刑統一の旨趣に反するものなりと謂ふへし土地、構造、作業等の關係又は拘禁者の種類に依り賞罰の上に多少の差異ある

することあるに當ても成るべく長時間服務せしめざるの手段を講じて休養の實を明にし勤務手當を給する一事を以て休養の本旨を没却せざる様特に注意するを要す

八 典獄に於て分監長を召集したる場合は訓示及協議決定の事項を具し其の都度報告するを要す

九 近時監獄作業の發達進歩に伴ひ一般に其成績を認めらるるに至れりと雖も一面製作方の不良不完全なる點に就ては往々非難の聲を聞くことあり右は會々粗品製ありたりるか爲めに起りし所の一部に對する非難なへきも若し斯る事實にして監獄全般の作業に波及するときは作業經營上障害尠からずとす凡そ製作品は監獄用と注文品とに拘はらず其の製作方に就ては叮嚀親切を旨とし之れに要する材料を精撰すべきは勿論期限あるものに對しては當初引受の際慎重に調査し成工の期日を確定し漫然之れを引受け後日に至り其の期日を遷延するか如きは飽まで之れを避け又製品出來の上は之れを検査し不都合の點なきを認めて交付するの注意を施す等努めて監獄作業の信用を失墜せざ

を免かれざるは勿論なるへしと雖も此等の關係を同ふする監獄間に在つて別表(懲罰表)に示すか如き著しく懲罰件數の相違あるを見るは蓋し一に當局者の手心如何に依るものなりと謂ふべく換言すれば即ち規律の寬嚴、遇囚の不統一を示すものなりと認めざるを得ず規律を勵行して以て嚴肅なる行刑の眞面目を維持せんか爲めには違令反則は宜しく寬假する所なく懲罰を以て之を措置する所なるへからず規律勵行の結果は賞罰の嚴明なるを得ることによつて蓋々行刑規律の振肅せらるゝを期待すべきなり宜しく深く此の旨趣を體し或は規律の緩漫に流れ若くは遇囚の統一を缺く等の非難を招くか如きことなきを要す

七 今般非番の看守女監取締に對し勤務手當を給するの制を設けられ其の勞務に酬ゆるの途を開かれたりと雖も看守女監取締の勤務は繁劇にして普通の勤務にても尙且心身の疲勞甚大なるは論を俟たず故に配置竝に勤務の方法に就ては深く注意を拂ひ非番の者に對しては専ら休養を與ふるの方針を取り假令不得止非番の者を引上げ臨時勤務を命

る様處理するを要す

十 在監人の食料費中米麥代は從來一石平均八圓四十錢の割を以て配賦せしを世上物價の趨勢に顧み本年度は十圓の割を以て配賦せり而して本年度食料費は殆んど全部配賦し本省には留置額なきを以て増額の必要を生ずるときは豫備金の支出を求めざるへからず素より在監人員増加の場合等は豫備金の支出を求むる道なきに非ざるも節約すべきは節約し融通すべきは融通の道を講し而後始めて詮議に上る次第なれば成るべく豫算内節約融通して處辨する方針を採り特に其の價格に至ては米麥平均一石十圓を程度標準とし購入方に注意し豫め其の措劃經營に留意するを要す

注意事項

一 在監人被服臥具の清潔を保持するは衛生上、規律上並に經濟上緊要の事項にして常に之れが注意を怠らざるへしと雖も猶往々汚穢破綻のものを着用せしむるものなせしむるは昨年度に於て陸軍省より保管轉換を受けたる蒲團を利用して豫備品充實の道を講ずる等一層大に清潔維持の旨趣を勵行

する所あるを要す

二 明治三十九年中に於ける逃走數は七十六人に
して之れを前年に比較すれば五人を増加せり又監
獄内に於ける事故例へは變死者は三十九年中二十
六人にして前年より十人を増加し毆打創傷は三十
九年中三十三人にして前年より八人を減少したる
も斯る事故を頻發するに至らしむる所以のもの蓋
し檢束紀律の嚴肅を缺きたるに由らすんはあらず
將來一層此の點に注意を加へ成るべく逃走其の他
の事故を少からしめんことを要す

三 出獄者の行狀を調査するには成るべく監獄に
於て通信訪問等の方法を講し必ずしも警察官廳の
調査を煩はざるの注意あるを要す

四 火災其の他非常の警備に就ては常に周到なる
訓練を加ふる所あるへしと雖も非常事變は多くは
夜間咄嗟の間に生し動もすれば緩急事に處するの
措置を誤るなきを保せず故に平素怠らす之れか訓
練演習を行ひ以て機宜の策を誤るなきの注意ある
を要す

五 女監取締を採用するに付ては品行方正にして

較的少く從て之れを輕視苟且に付するの傾きあり
一例を擧ぐれば人相調に最要なる特徴の著しきも
のを逸するが如きは是なり其の他入監後に發生せる
異動事項に就ても往々其の記入を缺き甚しきは事
項の異動を發見するも名籍主任に通して之れを訂
正せしむべき各課所間の連絡を缺くものなきに非
ず宜しく此の點に關し一層の注意を加へ活用の實
を全ふする所あるを要す

十 在監人防寒の設備は食物と相俟て其の効を收
むべきや論を俟たず食物に對しては近時著しく改
良せしむるを認むるも防寒の方法に至つては未だ
遺憾の點少しとせず若し此の點に不備あるときは
之れが爲め食物に得たるもの、大部分を喪失する
の虞あり經費及び成規の許す範圍に於て適當の方
法を講し保健の旨趣を全ふするの注意あるを要
す

十一 物品の購入に際しては在庫現在品を取調へ
將來使用の程度如何を考査し徒らに多數の物品を
購入するが如き事なきを期するは勿論、藥品の如
きは監獄醫交送等の爲め其の用法を異にし不用に

相當の教育を有するものを擧ぐべきは勿論なりと
雖も成るべく年弱者を避け女囚の感化處遇上最も
有益なる裁縫其の他日常家庭の處理に經驗あるも
のを選擇するの注意あるを要す

六 結核患者收容監の戒護に従事せしむる看守は
配置前に於て監獄醫をして健康診斷を行ひ其の病
徴の有無を證明し置かしむることを要す

七 在監人中常に内役のみに從事する者は日光の
直射を受ける機會に乏しきが爲めに皮膚の機能減
退し健康を害すること尠からず午飯休憩時間等を
利用し屋外運動を爲さしむるの注意あるを要す

八 囚人一般の習慣として運動を好まざるの傾き
あり殊に病者の如きは横臥靜養を好み屋外散歩の
如きは寧ろ之れを嫌忌するの風あるを見る、取扱
者に於ては運動に關する規定を勵行するは勿論病
者の望なりとの故を以て之れを放任するが如きこ
となく醫師に於て支障なしと診定せし者に就ては
一定の時間、屋外の散歩を督勵するを要す

九 在監人身上の調査は總て身分帳に依るの便あ
るを以て當該者の在監中は名籍原簿應用の場合比

屬せしむる場合なしとせず特に注意を要す又商人
より納品受授の場合には特に他の課員に立會員を命
じ其の品質の良否數量等を精密に検査し且検査簿
を設け其検査の要領を摘記し検査員各自に捺印せ
しめて責任を明にし後日不良の物品等を發見せざ
る様注意を要す尙其の交付に就ても一時に多數の
物品を使用者に交付し物品出納簿又は受拂簿は單
に形式に止むるか如きことなき様注意し且薪炭石
油の如き最も使用多きものに對しては日々の使用
高を限定し節用の實を擧ぐるの注意あるを要す

十二 在監人食料の米麥搗減の多寡は監獄經濟に
多大の關係を及ぼし又乾燥の如何は給與の分量に
影響するを以て精搗其の度を量り乾燥其の宜を得
る様常に注意すべきは勿論、當初購入に際しても
其の品質の良否を精密に検査し且精搗の爲め拂出
の場合に於ては一時に多數の物品を交付し工場に
藏置するか如き不取締なき業注意あるを要す

十三 作業科程及料定工錢變更報告の際はその變
更の理由を付すべきことは既に明治三十五年監甲
第八三號を以て監獄局長より通牒に及び置きたる

に往々該通牒に依らざる向あり爾今必ず其の理由を付し報告する様注意あるを要す

十四 在監者に給與すべき食物の調理其の他清潔法に關しては監獄醫をして一層注意せしむる所あるを要す

十五 領置の煩を省くか爲めに在監人の信書類を唯た本人の請求又は承諾ありたりとの理由の下に必要のものをも之れを棄却處分に付する向あるは不都合なり請求又は承諾の有無に拘はらず本人在監中は相當整理の方法を講し成るべく之れを保存するの注意あるを要す

十六 教誨師の職務は尙往々にして狭き直接教務の範圍に限局せらるゝ觀なきに非ず、免囚保護の事業殊に監獄に於ける準備的保護の任務に就て尙一層活動する所あらしむべきは勿論、直接遇囚に關する事項に就ても或は作業の賦課に或は監房の配置に其の他各課所の主管に属する事務に涉り成るべく廣く教誨師をして之れに密接の關係を有せしむるの注意あるを要す

十七 在監者の健康診斷に付ては曩に注意(三十

八年會議注意事項第二十三)せし處ありしか作業の種類并に其の賦課又は懲罰執行前後等に於ける健康診斷に就ては一層の注意を加へ尙監獄醫の意見に依て作業の變換を爲し或は懲罰の執行を延期中止する等其の措置の努めて敏活周到ならんことを圖るを要す

十八 監獄報告例に關し特に左の各項に注意する所あるを要す

一 傳染病患者及死亡表は八種傳染病患者發生の月に於ては必ず報告例様式に準し報告すべき等なるも往々報告漏の向あり注意を要す

一 風俗を害する罪に於て賭博と其の他とを區別するに往々賭博に屬する犯罪を其の他に合算する向あり右は判決書に依りて正確に甄別し混同せざるを要す

一 在監人病者死亡者の病名表其の二に附記すべき癡疾者及妊婦調は往々他表へ掲載する向あり右は必ず同表に附記すべきものとす

一 在監人入監時より初度發病迄の期間表に於て入監時疾病者の員數を總計に算入する向あるも

第二十九條參照)

四 心神喪失者又は心神耗弱者(改正刑法第三十條參照)及び瘡喪者(改正刑法第四十條參照)の措置に就ての意見如何

五 十四歳未満の犯罪少年者に關する措置に就ての意見如何(改正刑法第四十一條參照)

六 累犯者に對し行刑上殊別の措置を加ふるの必要ありや若し必要ありとせば其の方法に就ての意見如何(改正刑法第五十六條及第五十七條參照)

七 正確且簡易に累犯者たるを發見する方法に就ての意見如何(改正刑法第五十八條參照)

八 別紙監獄醫、教誨師、教師、藥劑師隱退料及遺族扶助料法案並に同上職員療治料及弔祭料給與令案に對する意見如何(別紙略)

九 免囚保護事業獎勵費の支出に關し左の準則を設けんとす右に對する意見如何

準則

保護事業獎勵費を免囚保護機關に補助する場合に於ては左の條件を付するの必要ありと認む

右は期間項の總計に算入すべきものにあらす

一 在監人發病時より死亡に至る期間表に於て入監時疾病者の死亡數を總計に算入する向あるも右は期間項の總計に算入すべきものにあらす又變死者は同表十五日未滿の項に別記すべきものとす

一 病監患者及同延人員表の病監患者數は在監人病者死亡者の病名表に於ける病監患者數と必ず一致すべきものなるも往々相違の向あり又延人員は病名表の方多數なるべきものなるを強て計數を符合せしむる向あり注意を要す

一 在監人の作業延人員及工錢表中往々何人以下何分の端數を掲載する向あるも右は單位に止め人位以下の端數は登記すべからざるものとす

諮問事項

一 行刑上懲役、禁錮及拘留の實質を明劃ならしむるの方法に就ての意見如何

二 勞役場管理の方法に就ての意見如何(改正刑法第十八條參照)

三 假出獄取締規則に就ての意見如何(改正刑法

イ 保護機關が成立以後三年以上を経過し其の成績の良好なること
 ロ 保護事業獎勵費の補助を受けんとする者は所在地監獄の典獄を経由して司法大臣に申請書を提出すること

ハ 申請書は主管者及役員(顧問又は協議員)三名以上の連署を要し保護規程資産表事業成績表を添付すること

ニ 司法大臣は保護事業獎勵費の補助を適當と認めたるときは相當の金額を定めて認可證を交付す

ホ 認可を受けたる者は司法大臣又は其の委任を受けたる者の監督を受くるの義務あるものとす

ヘ 認可を受けたる者免囚保護の目的に適應せざる場合は司法大臣は何時にても認可を停止又は取消すことあるへし

ト 認可を受けたる者は一年度内の事業成績並に收支計算書を調製し典獄を経由して司法大臣に提出すること

し其の給與高を一定し放免の際行狀善良、作業勉勵の者に對し特に相當の金額を賞與することに改むるの可否如何

十四 在監者の懲罰法を改正するの必要ありや若し必要ありとならば其の種類及執行の方法に關する意見如何

十五 司獄官吏の服制を改正せんと欲す其の種類様式に關する意見如何

十六 監房常置器具を改正せんと欲す其の品種、形式等如何なるものを適當とするや之れに對する意見如何

十七 在監人の食用に供する農作品の價格を定むるには如何なる標準に依るを適當とするや意見如何

雜 錄

◎監獄改良の一斑 原 胤 昭

監獄は塙壁内に在るを以て之に關する事は門外の

チ 一監獄の所在地に二個以上の免囚保護機關あるときは成るべく中央統一の機關を設けて相互の活動を連絡せしむるの道を講ずること
 此の場合に於ては中央機關に對して保護費補助の認可證を交付すへし

リ 認可に關する上記の各項は總て中央保護機關に之れを適用すへし

十 結核、癩病共の他の傳染性病者を離隔收容する場所に在つては一旦同種の疾患に罹り治癒せし者若くは輕度の同種患者を看護夫に使役し精神病監に在つては輕度の同病者(低腦者の類)を看護夫に充つるは病毒取締の便あるのみならず看護上に於ても亦其の宜しきを得たるの策には非ざるか右に對する意見如何

十一 囚人の賞表に對する特別榮給與の規定を全廢するの可否如何

十二 囚人階級處遇の手段として監獄構内一定の地域に限り囚人に獨歩を許可するの可否如何

十三 囚人の工錢給與高は作業の種類に依らず科程外、科程了、科程不了、未熟者の四種に區別

世人は關與する限に非ずと看過すべきが試みに思へ監舎に呻吟するは吾々の同胞なる事を、獄費を貢獻するは吾々の生命財產なる事を、犯人の爲めに被る危害は吾々の生命財產なる事を、獄囚五萬の中七分は獄制の不完全、豫防事業の未發達によりて醸生する累犯者なる事を、今や刑法の改正に伴ひ獄制改良のため典獄會議は開催せられ十數の諮問事項は公にせられたり此際卑見の一二を公にし予が主管事業に對して常に同情を寄せらるゝ諸君の參考に供するは是れ予が務なりと信す

累犯者の發見

典獄會議諮問事項第七 正確簡易に累犯者たるを發見する方法に就ての意見如何年々予が保護の許に來る百人前後の出獄人さへ往々累犯者が前科を隠蔽し出獄し來つて官吏の迂濶を嘲笑するを見て實に憤慨に堪へざる事あり何か能き方法はなきものかと豫て思ひし折柄なれば左に愚案の一斑を記さん

鑑定時期 條文には刑法五十八條参照とあれども予は之を刑事被告人の入監當時に於て施行すべき

ものと思ふ此際に看破すれば審問上にも便益多かるべし然れども囚人となりて短く頭髮を刈り獄衣を纏ふて後は形容一に歸して觀刑容易ならざれども平常の服装及性來當人が嗜好せる頭髮の形等にて見る時は其人を發見すると容易にて身分素姓、犯罪系統、生活程度等を觀識するに難からず故に官吏が監獄内の鑑定よりは予が監獄外の初對面に於て彼等の前科を看破することの多きは即ち是が爲めならんと思ふ

鑑定の方法 累犯鑑定の用ある犯人の年齢を少年青年、壯年、老年の四に大別して鑑定主任者に分擔せしむべし主任者は右年齢別の内にて三個に大別し尙ほ之を小別すべし

顔形別 ホソオモテ マルガホ ヒラガホ 大きナカガ 小ナカガ ヤセカガ
 特徴別 コブ アザ アバタ キズアト ツツバ
 身丈別 並(並丈の尺度を一定すべし) 丈高し 丈低し
 又年齢別の中に於て更に犯罪系統を類別すべし

犯罪系統別 忍込 破編 空巢 振渡ひ 拘換(以上の小綱目は考案未定)
 寫眞 入監當時に於ける刑事被告人を平常の容姿

する術なれば主任者は終身官として同一住所に永く勤続もしむるを要するなり

過囚階級法

典獄會議諮問事項第十二に「囚人階級處遇の手段として監獄構内一定の地域に限り囚人に獨歩を許可するの可否如何」とあり予は之を獨歩のみか或點までの自由生活を試みさせたく思ふなり、

予が經驗によれば出獄人保護事業の要點は社會に擯斥せらるゝ出獄人を保護誘掖するに在るものなれども一面には監獄と社會との過渡期間に立ち出獄人をして處世の激變に衝突せしめず徐々社會に誘致すること亦極めて肝要なり長期又は刑期短少なるも犯罪生涯の長き者に至ては殊に渡世生活の困難に堪へ得ざるの状態あり、予は屢々出獄人より聞く、監獄に在るは娑婆に在るに優る寧ろ監獄に歸らんかなど、是れ營に過囚の緩漫なる爲めとのみ見るべきに非ず、無論拘禁の苦痛を感ずるには相違なけれども彼等に取ては差當り衣食住の生活困難を免がれつゝあること數年乃至十數年、當時彼は氣樂なりしと察せらるゝ事實あり、彼等

にて撮影せしめ其中一は明に顔の形を、一は特徴を、一は全身にて身尺形を、一は全身腰掛の横向き姿を撮し帖に分ちて参照の用に供すべし勿論累犯鑑定に用無き者と三犯四犯にして既に前の寫眞ある者等を省けば實際には入監者の數員だけ撮影するの必要なし

鑑定主任者 を拘置監に置くことし才能ある機敏剛毅の者を以て之に任じ年功に従ひ之を優遇することし且つ囚人の行狀監査、個人教誨の任を帯びしめ又囚人に親交せしめ擔當區別内の囚人を熟知せしむべし

顔形、特徴、身尺等の外形にのみ便らざるも前科者は云ふに及ばず未入監者にても長き間の犯罪行為者には或る習癖の固着するものなるを以て少しく此種の觀察に實驗ある者は其動作語調の間に之を看破するを得べし何れにしても記憶と眼識を要

の面貌は確に現年齢よりは五ツ六ツは若輩に見ゆるの常なり此人にして出獄後、遂に自營自活の途に就く其痛苦は極めて大なるものなるべし。故に過囚の最上階級に自由段を置き出来る丈け社會に近づけ過渡の中間段を踏み味はするは出獄後の處世力に大効益あるを認むるなり

尙過囚上の大効益と認むる事實あり、近年大に假出獄を實行せられたるは治獄の活動上、予輩の擧手賛成する所にして大體に於ては成績好良なるに相違なしと雖も尙不良の成績に畢る者少なからざるは甚だ遺憾とする所なり而して予が實驗に徴するに此遺憾あるは主として監獄と社會との中間段無きにより因情の視察其實を得難きに起因せり、不良成績に畢りし者の多くは心底極めて不良の者と意思極めて薄弱の者との二種類にあり心底極めて不良の者は巧に善良を表飾し謹慎、勉業、言行方正、規則に照して間然する所なく改悛徵狀の合格者として推さざるを得ぬ者なり智能あり膽力ある其人に取りては活動なき獄則に盲従するは敢て難きに非ず況んや出獄てう大希望に俟つ忍耐なれば

容易の業のみ意思極めて薄弱の者は獄則の執行に

對し毫も意思を用ひず一も二も無く服従し獄吏の
所置に至りては無理とせず木偶的に服従し一舉一
動悉く規則に適ふ改悛微狀の合格者とせざるを得
ず素と是れ意思の薄弱殆ど意思の力を有せざるが
如き者なれば生活難に惱まされず獄則に盲従する
は至難の業に非ざるなり此二者の如きは活動無き
獄則の下に在ては服従合格者なるも一たび獄關を
越えて社會の風潮に遭遇すれば、前者は忽ち地鐵
を現して惡意を擅にし後者は棍なき船の大海に漂
ふが如く共に罪惡界に溺れて再犯を演ずるに至る
なり、二者の如きは如何に炯眼の監獄官たるも之
を活動無き獄則の間に鑑識せんと欲するは恐らく
は不可能の業なるべし。

之を明に鑑識する適法は處遇の階級に中間自由段
を置き監獄構内或る地域を地域を限りて獨歩を許
すのみならず或點までの自由生活をなさせしめ社會
に接近せしむるに在り此法の心意行動の改悛實徵
を鑑定するに適するは寸毫の疑を容れず是れ予が
中間自由段を置くの必要を認むる所以なり

十一人百圓以上所持者六人の内辛くも益用したる
者僅に一人に過ずして餘の五人は空費し盡したる
者なりき多額の囚工錢を所持せし出獄人が何故に
之を益用するを得ざるかは仔細に觀察すれば明白
なる原因を認るを得へし
予が見によれば多額の工錢を獲る囚人には凡そ三
種あるものゝ如し

(甲) 强健なる腕力家 此輩は眞の人足土方輩
にして資金運用の智能なきものなり
前述百圓以上所持者六人中の五人は此類なりし、
勿論品行點は不可多かりしも強役勉勵點よりは最
高工錢を取る資格者なりし

(乙) 非常なる長刑期者 此輩は社會に離隔す
ること甚しきにより全然經濟智能を欠失せり
前述六人中の良一人は此類にして二十四年間の在
獄者なりし

(丙) 特藝(大工指物裁縫製靴)ある者此輩は習得
の特藝あり優に生活能力あるにも係らず窃盜
罪を犯す程の難物なれば多額の給與錢も何等
の用を爲さず僅々の時日に濫用し尙自己の藝

囚人の工錢

典獄會議諮問事項第十三には「囚人の工錢給與高
は作業の種類に依てす、科程、科程了、科程不了
未熟者の四種に區別し其給與高を一定し放免の際
行狀善良作業勉勵の者に對し特に相當の金額を賞
與する事に改むるの可否如何」とあり囚人に工錢
を多く給與するは改心の獎勵とも出獄後の裨益と
もなるものは予も豫て斯く信じたりしに出獄人の
保護の實驗に徴すれば全然反對の結果を見たり
近頃予が主管の被保護出獄人中より千人を抜いて
統計したるに保護所收容の當時所持金即ち給與工
錢を所持したるもの四百三十一人あり最少額は一
圓最多は百十七圓にして五十圓以上三十九人百圓
以上六人ありしなり

收容後は自勞自活の途を取らしめ此貯金は干渉し
て嚴重に濫用を防遏したれども約半數は收容後三
ヶ月以内に費消したり而して其百分の四一は略は
有益に使用したれども他の五九は空費し盡したり
更に金額の多き者に就て見るに五十圓以上の者計
四十五人中益用したる者二十四人空費したる者二

能を頼みて磊落不埒のものなり

總て囚工錢を多く得能ふものは作業場に於ける優
者にして意氣昂り謙讓を缺き忍耐に乏きものなり
而して此輩の舊生涯は優に金錢を所持使用せしも
のに非らず故に出獄に際して給與せられし數十金
は實に持ちつけぬ金、所謂持つたが病となりて傲
遊の資となり奢侈の料となり假令再犯を誘發する
の起因となることも決して出獄後の新生涯に實益を
遺さざるは予の實驗より教訓されたる事實なり

複雑なる作業工錢の方法により煩難を極めたる獄
務を経て年々國庫の支出する二十三萬圓の囚工錢
は實に徒費と云はんが予は寧ろ之を多害再犯誘起
の料と云ふを憚らず、假令幸に有害ならざるも無
益の支出たるを疑はず即ち前述するが如く強き保
護の許に在りし者すら過半數は僅々三ヶ月以内に
空費し盡したる程なれば保護の許に來らざる輩の
使用程度は察し得て餘りありと云ふべし

故に予は諮問の如く工錢を賞與として給與するは
極て事理に適せるものと認む假令短年期の者たり
とも改善者には出獄後直に要する時服就業服費歸

國旅費等を満たすべく賞與するは極めて適切の遇因法なりと信す(六元)

○醫學上より見たる囚人年齢の記載例

竹内 照

監獄醫務所用の健康診断簿調治簿及患者小票に記入する囚人年齢は是迄何年何月と記せしを爾來改正し生年月日を記するを以て便益なりと思考す即ち新患者を生じ之に投薬せんとするや健康診断簿により調治簿を作製す其際調治簿には囚人入監時より初度發病迄の期月を入監時の年齢(健康診断簿に記入しある年齢)に加へたる者を記入すべく其病治療して轉飯となるや之を小票に記す又同人にして次回發病の際も其調治簿を使用し其患者に當りては次回の發病期に至る迄の年月を初發時の年月に加へたるものを算定し之を其小票に上ぐるにあり然るに初め調治簿を作るときに於て健康診断簿の年齢其儘を記入するの弊に陥り易し此事實は常に目撃する所なり又第二回目以下の轉飯のこ

き小票を作るに當つても亦錯誤を來し易し如此誤記せる小票を原料として作れる年表は正當なるものと認め難きを恐る

○全國の不良少年數

内務省地方局に於て調査せる全國不良少年の數は左の如しと云ふ其調査の材料は諸種の方面より蒐集し比較的精密したりものなると吾人は感化事業の急務なるを繰りかへし絶叫せざるを得ず

▲年齢十六歳未満の不具少年數

遊蕩をなす者	窃盜若くは拘	巧良浮浪者	其他
男	一、六一五人	五、九九五	一、三三九
女	二、六六七	一、三九一	一、三〇一
計	三、八七二	七、三三六	二、六四〇
合計	男(一、四〇八)	女(三、三六二)	計(一、七四四)

備考 右方數字は適當の類權者ある者、左方は無きものなり、右表示する如く、年齢十六歳未満の不具少年數は二萬以上に出づるが其多數の府縣を舉ぐれば、

○沼津未成年監と濱松初犯監

沼津分監は兩三年前より未成年囚人を拘禁することとし感化に努めたるが約二ヶ年の短日月に不良の徒百分中八十を感化し好成績を得たるより令名ある印南獄監は赴任後日淺きも銳意改善に孜孜とし今回濱松分監を以てまた我國に例なき初犯者拘禁の特定場所を充んことを企て過般來之が實行をなしつゝあり其分類は丁年以上の初犯者若くは初犯者にあらざるも感化し得べき者を集めて感化する方針にして再犯以上の感化力なき者は悉く静岡本監に送ることとなり初犯者の分類拘禁は濱松分監を以て嚆矢とす同分監長宮崎德安氏は今や相互囚人の交替を終へ準備を整へたれば近年の後は本邦模範監獄たらしめんと希望を有し居れり

○甲府監獄工事の近況

甲府監獄建築工事は其後着々進行し地均工事は既に其三分一を竣へたるも敷地一萬三千餘坪に對する土盛工事に要する土坪は約六千坪を要するも附

一、〇六二人 監獄

八四七	茨城	八一〇	愛媛
八一三	岐阜	七九六	愛知
七〇一	静岡	六五二	長崎

等にして、最も少きは左の諸府縣なり、

三七人	沖縄	一五九	東京	一七〇	高知
一九〇	香川	一九〇	神奈川	一九七	埼玉

▲年齢十六歳以上二十歳未満の不具少年

遊蕩をなす者	窃盜若くは拘	巧良浮浪者	其他
男	五、五七五人	六、九一一	一、〇〇六
女	九〇八	一、四〇九	五、二二三
計	六、二六八	八、二九一	一、五〇二

即ち十六歳以上二十歳未満の不具少年數は三萬を越ゆるが、千人以上を有する府縣は左の如し。

一、七七四人	愛知	一、二六〇	愛媛	一、二二三	茨城
一、二二七	静岡	一、一三六	大分	一、一五	青森
一、〇五一	群馬	一、〇二四	岐阜	一、〇〇九	熊本
八四八	沖縄	一五五	東京	一五七	秋田
二二二	香川	二二九	高知	二六七	福島
二八七	石川	二九一	神奈川	三二七	栃木

三二八 埼玉 三八〇 兵庫

近に於て適當の土地なきを以て止むを得ず高價の良田を買收し輕便軌を以て運搬しつゝあり煉化の如きも約六百萬本を要する計算なるが其全部を囚人の手に依りて製作せしむる計劃なれば二百人の囚徒を使用するも尙全部製作を終るには三ヶ年を要すべし土臺石は櫻町踏切附近より切出したるものを以て之に充つるも建築用裝飾石は相川村圓光院山より切出しつゝあり品質は良好なるも距離隔絶せるを以て運搬に不便あるを免れず石工、煉化工其他は各府縣監獄囚人中最も技倆秀れたるものを召集し尙ほ普通職工數名を使役しつゝあるが小菅監獄より移送せる囚人は最も良好なるもの、由目下監獄全部の囚人中假監舎に收容せられ居る三百餘人は全部建築工事に使役せられ一切の請負事業其他を中止し監獄用品の外製作せしめず病者、婦女等は舊監獄にあるも多くは築工に従事せしめ同監全部は殆んど此建築工事に全力を傾注しつゝあり

◎臺灣の典獄會議

臺北臺中臺南の三監獄典獄は豫て報道せし如く去れたる由

監獄協會記事

◎總會

本會にては本月五日正午より總會を開き先づ石澤委員の開會の挨拶あり次に藤澤委員の會計に關する報告、小河委員長の庶務に關する報告ありて議事に入り本會を法人組織となすや否やと宿題とし將來の活動に就て協議し午後二時より豫て招待せる來賓の着席を請ひ講演に移り二階堂保則君の「監獄の疾患統計」齋藤十一郎君の民事の拘禁制度に就て、花井卓藏君の「刑罰法規と監獄」の題下に有益なる講演あり最後に男爵清浦會頭の閉會の挨拶ありて總會を閉ち終て餘興に移り磯村政富君の寄附に係る眞龍齋貞水の講演あり酒々落々輕妙なる言廻しに何れも頗の紐を解きたり記者も釣込れて臍茶を沸かしぬ、興酬にして來賓及會員に兪養茶菓を供し尋て夜に入りては蓄音機活動寫眞の興

三月法務課長を首座として事務打合協議を爲せり同會に提出せられたる議案は頗る多く會期中非常なる精勵を以て討議したるも六日間を以て議了したりと其重なるものは左の如し

- 一 免因保護事業に關する件
- 二 監獄月報發行に關する件
- 三 職員配置及定員に關する件
- 四 職員昇級及増俸に關する件
- 五 職業學校卒業生徒採用の件
- 六 秋季司獄官會議準備の件
- 七 四十年年度豫算配賦及四十二年年度豫算編成の件

◎故障の取下は許さず

從來欠席判決に對する故障は裁判所に於て之を受理せざる以前に在つては其取下を爲すことを得と司法省に於て決議一定し居りしが今回省議を變更し缺席判決に對し故障申立を爲したるときは、判所に於て受理したると否とに拘らず其取下を爲す事を得ざることとなりたり右に就き今後同上の事は其旨趣に依り扱ふべしと檢事一般へ通牒せら

を添ふるありて各自十分の歡を罄し散會したるは午後九時を過ぐ當日の來會者は來賓として朝野知名の士十數名、典獄及隨行員新聞記者其他府下の監獄職員二百餘名にして非常の盛會なりき、石澤委員以下の挨拶、報告清浦會頭の閉會の辭は左の如し當日の講演二階堂齋藤兩氏の講演は別項に掲げれば熟讀せられんことを請ふ花井氏の講演は次號に紹介する筈なり

開會の辭

委員 石澤謹吾君

典獄諸君の御上京を好機と致しまして、本日監獄協會の總會を開きまことに相成りました、就ては地方部長諸君地方會員諸君の公務御多忙中にも拘らず御出席下されましたのは我々本會の名を以て深く謝意を表する次第でございます、本會既往一年間の會務の概況又は會計に關する報告は小河委員長并に他の委員より夫々報告致されます筈でございます、夫故に私よりは別に改めて申上ぐべきこともないのでございますが、茲に一言述べて置きたいと思ひますのは本會現今の景況又

將來に於ける希望でございます、御承知の通り私は委員の名を冒しては居りますけれども、最早古稀齡に及んで爲すこともなく、唯其員に列つて居るばかりのことでございますが、會頭閣下の御指導と地方部長諸君の御誘掖とに依りまして、此會は倍々圓滿なる發達を致して今や本會は我邦に於ける唯一の監獄機關たるのみならず、各國に於きましても我協會の存在を認めまして其活動に重きを加へて居る次第でございます、斯る状況でございますからして、協會としては一日も小成に安んずることは許さないのであります、將來一層發展に力めまして我邦刑事政策上に貢献する所の事蹟を益々大ならしむるの義務と名譽とを有して居るのでございます、殊に刑法の改正になつたに就きましては現今の監獄制度に一變化を來しますことは相違ないことであつて、隨つて今日は協會の目的たる監獄事業の發達を助け刑事制度の改良を圖ると云ふ働の上に於きまして一大活動を見なければならぬ時機に臨んで居ること、思ひます、要するに協會將來の任務に於きまして非常なる興

望と大なる責任とを全うするに就きましては、主として地方部長諸君の御盡力の如何に關することでありますから、事の大小に拘らず本會の發達の上に益々御盡力御保護下されむことを深く希望致しまする、茲に諸君の御健康を祝し一言を申述べて開會の辭と致します。

會計の報

委員 藤澤正啓君

例に依りまして會計の御報告を致します、昨年の會の時分にお断り申して置きましたが、是まで諸君の御上京の際總會を開くことになつて居りまして、多くは前年の御會同の時から翌年の御會同までの事を報告することにしてございましたが、さうすると年度が十一月或は十三ヶ月になつては煩しいから、此次からは矢張り普通の會計の例に倣つて四月より三月までの報告に改める積りでございますと云ふことを申上げて置きましたが、此年度からは即ち昨年の四月一日より本年三月三十日までの會計の報告を申上げることになりました。

諸君に御配付致しました別紙の通り

自明治三十九年四月會計決算報告
至明治四十年三月

收入の部
一金四萬參千七百八拾四圓拾五錢

總受高

內譯

- 一金貳萬七千四百八十四圓八拾九錢壹厘
- 前年度繰越高
- 一金壹萬四千七百九圓參拾四錢九厘
- 會費
- 一金百八拾圓也
- 一時
- 一金千貳百八拾四圓九拾壹錢
- 利付
- 一金百貳拾圓也
- 寄入金
- 一五圓也
- 雜收

支出の部

- 一金壹萬參千參百七圓貳拾七錢
- 總支出高

一金九千九百五拾貳圓七拾七錢壹厘

雜誌發行費

一金九百貳拾六圓也

贈與金

一金四百七拾圓也

報酬金

一金九拾壹圓五拾錢

備人料

一金七拾參圓也

慰勞金

一金六拾六圓五拾錢

遠配料

一金拾圓拾九錢

事務所費

一金貳拾貳圓八拾六錢五厘

修繕費

一金貳拾四圓六拾五錢

茶話會費

一金五百貳拾四圓貳拾壹錢五厘

備用品費

一金貳拾參圓貳拾八錢

消耗品費

一金拾七圓貳拾錢

雜費

一金六拾七圓六拾四錢五厘

郵便電信料

一金四拾五圓八錢

水道使用料

一金六拾六圓也

諸稅費

一金貳拾參圓四拾五錢五厘

電話使用料

一金拾八圓貳拾四錢

運搬費

一金拾壹圓參拾五錢

瓦斯代並燈具料

印費

一金拾七圓四拾貳錢九厘
 贈 品 費
 一金百九拾貳圓拾壹錢
 招 待 費
 一金參百四圓九錢
 總 會 費
 一金六拾八圓七拾錢
 撮 影 費
 一金百五拾圓也
 保 險 料
 出 獄 者 保 護 會
 補 助 費
 刑 法 草 案 出 版 費
 殘 金 の 部
 一金參萬四百七拾六圓八拾八錢
 總 殘 高

一金四百四拾九圓四拾七錢五厘 未 納 會 費
 一八千八百圓也 地 所
 一金壹萬五千七百拾九圓九拾八錢 家 屋 並 附 屬 建 物
 一金千七百貳拾六圓七拾壹錢九厘 備 品
 一金貳百七拾圓也 電 話
 以上

內 譯

一金貳萬八千圓也 定 期 預 金
 一金貳千九百九拾八圓六拾九錢 當 坐 預 金
 一金貳百七拾八圓拾九錢 現 在 高
 資 産 の 部
 一金五萬七千四百四拾參圓五錢四厘 總 資 産 高

內 譯

一金參萬百九拾八圓六拾九錢 預 金
 一金貳百七拾八圓拾九錢 現 在 高

今 回 決 算 明 治 三 十 九 年 四 月 日 本 年 三 月 二 日 至 一 月 一 日 間 十
 一 會 費 未 納 者 シ ヲ 減 少 シ 前 年 ニ 比 シ テ 始 三 分 一 ノ 割 合 ナ
 リ 本 年 度 日 關 東 都 府 民 政 部 監 獄 署 全 員 ノ 入 會 ヲ 得 テ 更 二 一 地
 方 部 々 増 シ タ ル モ 會 員 總 數 ニ 於 テ ハ 前 年 度 未 ノ 壹 萬 五 百 七 拾 七 人
 ニ 比 シ テ 却 テ 五 十 八 人 ヲ 減 セ リ 收 入 ハ 一 月 一 日 均 金 千 參 百 五 拾 八 圓
 貳 拾 七 錢 壹 厘 支 出 一 月 一 日 均 金 千 百 八 拾 九 拾 壹 錢 九 厘 ニ シ テ 其 差
 金 貳 百 四 拾 九 圓 參 拾 參 錢 貳 厘 即 チ 本 年 度 ニ 於 テ 金 貳 千 百 五 拾 圓 參
 圓 參 拾 九 錢 九 厘 見 ル ニ 至 レ リ 又 資 産 ノ 部 ニ 附 屬 家 ノ 價 格 金 七 百 拾 九 圓
 九 拾 八 錢 ノ 販 賣 ア ル チ 發 見 セ シ ニ 付 テ 家 屋 ノ 部 ニ 計 上 シ 建 築 費
 二 付 立 替 金 九 百 參 圓 拾 七 錢 貳 厘 風 回 收 入 セ カ ラ サ ル 者 經 常 費 日
 補 足 セ シ ヲ ト シ テ 資 産 中 ヨ リ 削 除 セ リ
 昨 年 四 月 日 本 年 三 月 日 までの 收 支 の 中 收 入 に 屬 す

るものは茲にひざいます通り二萬七千四百餘圓
 と云ふものは全く一昨年度の繰越金 三十九年度
 中に會費として收入しましたのが一萬四千七百餘
 圓で、次の一時金と云ふのは一時の臨時の收入で
 昨年伍廷芳など云か清國遊歴官の人々が當地へ
 來た時此協會にも來て寄附した金であります、そ
 れから千二百八拾圓餘か利子、百二十拾圓が寄付金
 、五圓が雜收入、此百二十拾圓は花柳病研究會に此
 講堂を一時貸した字賃であります、雜收入も矢張
 り或會に一時貸した其謝金として收入したのでな
 ります、支出の方は雜誌の發行費が昨年の報告に
 は七千四百圓とございますが、此年度は少し増し
 て居ります、之は先月刑法改正に對しての諸君の
 御意見を印刷に付して所謂刑法號として差上げて
 ある、あの爲に雜誌の支出が増して居るのであり
 ます、贈與金は御承知の看守其他の十年以上勤め
 た人に與へた金では近年の模様で見ると先づ一
 ヶ年に九百圓前後千圓を越へることはないやうに
 なつて居る、併し當年は多くの看守の減員がござ
 いましたから四月或は五月の支出は平年よりは多

少増すと思ひますが、大體九百圓位が年功者
 贈る金になつて居ります、報酬金傭人料はは年々
 報告してありますから御承知の通り、招待費は、
 昨年清國から日本の行政上の取調に來られた人が
 ある、其人を此所へ招待致したことがあつたので
 其費用并に各監獄の部長が參られた時に會を開き
 ました、其費用であります、それから出獄者保護
 會補助費は大阪で出獄人の保護をして居る相川と
 云ふ者之は大阪の監獄を出ました累犯者で、是が
 苦心して出獄人保護事業をやつて居る、此者が昨
 年當地へ參つて協會にも來て種々在監人の状態に
 就て有益なる談話もしたので、此者に對して補助
 を與へることになつて百圓與へました、他は格別
 でございますが、昨年の報告の時に全く此財産
 に屬するものが二萬七千四百圓でございますが、
 當年は參萬四百圓餘で約三千圓許昨年から當年の
 間に協會の財産が増へて居ります、且つ地方部長
 のお方にお禮を申上げて置きたいことは、會費の
 未納が昨年は彼是千六百圓許あつた、併し是は未
 納と申しても當月の分が來月或は再來月になると

云ふので詰り延滞であつたが、本年は其金高が減じて四百四十九圓になつて居ります、之も先月分が今月、今月分が來月這入るので唯一ヶ月分遅れるに過ぎぬ、それから當年新たに諸税費と云ふ者が這入つた、是は家屋税で、建築すると直に拂はなければならぬ税であつたそうであるが、實は此家が落成したとの届が延引して居つた、それで昨年初めて落成したことに届けたので是まではなかつたのであります。

以上報告致すやうな次第で、最早協會の預金も三萬圓以上ありますから、一大基本金になつて御同様満足に思ひます、尙ほ此外御不審のこと或は御意見がございますれば承つて御答申上げること致します。

庶務の報告 委員長 小河滋次郎君

私は是から本會の庶務に關する報告を致すやうにと云ふ役目を仰付られました、庶務と申しましても、格別新めて御報告するともありません、大體のこととは雜誌の上で其都度御承知になつて居ること、

於きましては特に本會の名を以て茲に一行五人程の人を招待いたしましたして一席の宴會を開き尙ほ其當時會頭からも悉しい監獄改良に關する御演説などもありまして一行に對して清國將來の監獄改良の計畫に就ての希望を述べられたのでありまして此一席の會合は一行が數月間調査した以上の力を與へたのであらうと信じて居るのであります、尙ほ其外に臨時會と致しては醫務所長が國家醫學研究のために出京されました丁度十五六人の人が集まられた、是れ亦監獄に於て所謂樞要の機關になつて居る人達でありますから此人達を招待致しまして一席の懇親を兼ねて居るに關する打合せもいたしましたのであります、其外之は直接に本會で開いたのではありませぬが發起者の一大部分となりまして本會を始め警察協會或は各種の慈善團體が聯合いたして先頭來朝になりました救世軍のブリス大將を招きまして一席の講話を聞いたのであります、其當時は本會々頭の清浦男爵并に各慈善團體を代表いたして澁澤男爵が加はられて詰り此兩男爵が發起者となつてブリス大將を澁澤男爵

思ひますから成べく簡單にそれを繰返して御致致さうと思ふのであります、庶務と申しますると例年集會雜誌、會員出入等に關して御報告を致すのであります、矢張り其點に外ならぬのであります。

集會に就きましては御承知の通り茶話會あり又委員會の會合も時々催し又臨時の會合があるのであります、其臨時の會合と致しましては先づ招待會の如きものであります、招待會としては此期間中に於て先刻會計の報告にも見えて居ります、清國の中央政府から日本の司法制度并に監獄制度を取調べるために特に數名の委員を派出になつたのであります、此人達は數日間司法省に就きまして司法制度并に監獄制度の研究をし又監獄の實際に就きまして各監獄に臨んで其狀況を調査いたして餘程深く研究をして參つたのであります、此人達は中央政府から派遣された人で、相當の地位もあり權力もある人で、此人達が歸朝されたならば必らず清國全體の監獄改良に大いなる貢獻をするであらうと期待して居るのであります、さう云ふ人の來朝された機會でありましたが故に本會に

の王子の別荘に招いて本會からは協會員を代表して數名の者が出居致し尙ほ各種慈善團體から紳士貴女が澤山に集まられて有益な演説を聞いたのであります、此の演説の筆記も追つて雜誌の上に掲載されることになる筈であります、先づ臨時會として重なるものはさう云ふものであります、尙ほ御承知でもありませんが最も直接協會として實は開いた譯ではありませぬが、殊に協會に關係を持つて居ります人達が發起致しまして、本會對してのみならず監獄全體の發達進歩に非常に貢獻をされた所の石澤翁の七十七の壽を祝するたために各地方部長諸君を始め御一同に御協議をいたして紀念品を寄贈いたしましたのであります、是は集會には直接關係のないことであります、矢張り一つの集まりとしての間接に働きを致したので即ち翁の功勞に報ひた譯であります、茶話會は例月一回づ、開くことは御承知でございます、四月に總會を開きまして以來此會を開きます外は九回であります、茶話會には毎回少なくとも六十人以上多い時は百人以上の會員を見るのであります。

す、六十人以上百人と云ふと在京の會員としては一部分ではありますが併しいづれも繁劇の職務に従事されて偶々日曜の休暇に際して静養を要せらるゝ時であるに拘らず、静養の時間を割愛されて本會の茶話會に毎月斯く多數の出席を見ると云ふのは畢竟會員諸君の非常に斯學の研究に熱心である、結果であらうと思ふのであります、成るべく此茶話會を利用いたしました斯道の研究に助くる所あるやうに助めたいのであります、どうも充分に此茶話會を利用すると云ふことの考があつても是を實行することが甚だ困難で、役員の苦心して居る所であり、併し昨年来幸ひにして丁度茶話會の時分御出京になつて居る地方部長諸君などが繰合されて御出席くだされて必らず何か御講話をなすつて下さると云ふことの慣例を開きつゝあるのであります、是等のことは餘程茶話會に列席する者に對して大いなる益を得るので、尙ほ將來に於ても折よく地方部長諸君などが例會の當日に御滯京になつて居る時分には是非御出席は無論であります、御出席の上は一席の御講演をな

すつて下さるやうに改めて茲に希望いたして置く次第であります、尙ほ又此會合のことに就て昨年私共同志の間で豫て警察監獄學校が開けて大いに斯道に利益をなしたのであります、閉校になりまして以來さう云ふことはなくて甚だ遺憾に感じて居るのでございます、それで少なくとも監獄協會の事業として夏期講習會の如きものでも開いて見たいと云ふ考を以て既に昨年などは如何なる方法かではを實行したいと云ふ計畫も立て、見たのであります、併しいろ／＼故障がありまして之を實行するに至らなかつたのであります、尙ほ本年も充分方法を講じて理想通り充分に参りませぬでも夏期講習會の如き形を以て獄務の研究會をいづれかの地方に協會の働きとして開くことを計畫して見たいと云ふ考を持つて居ります、尙ほ此等に就きまして諸君に何か良き御考が有りますれば此機會に於て御提出を願ひたいと考へて居ります、それから雜誌のことであります、之もいろ／＼改良發展に就きまして苦心致して居ります、けれども御覽の通りどうも意の如くに改良を期すること

か出来ないであります、申す迄もなく雜誌は本會の唯一の機關であるのであります、いろいろの事柄に對して之を利用する必要があります、利用と云ふことは畢竟會員が之を利用するのであつて如何に編輯の局に當つて居る者が苦心いたしても其働きたるや限られたるものであつて充分なことが出来ないであります、此改良發展を計ることに就ては會員諸君別して地方部長諸君などの協同責任を以て雜誌の改良と云ふことに充分御力を御盡し下さらむことを偏に希望する次第であります、此期間に於きまして先づ雜誌としては刑法改正に對しまして段々諸君の有益な御意見を御送りになりましたからそれを纏めて一つの刑法號を發行することが出来たのであります、此刑法號は餘程一般の注意を惹起したやうに見えます、随分是れに付きましたは時機が後れて甚だ協會としての働きの鈍いと云ふやうな攻撃もあつたのであります、併し爲したるは爲ざるに優るでありまして後れは致しましたが全く眠つて仕舞つたよりも多少の効果はあつたのであります、併し既往のこと

に就ては今日追ふことは出来ないのであります、將來御承知の通り刑法改正に關して諸々の司法に關する規則等に監獄則などの改正に就ては充分協會の働きを發展する餘地があるのであります、其發展する機關としては雜誌が有りますから此雜誌を充分諸君が御利用なすつて下さるやうに希望するのであります、それから會員の異動であります、特に御報告するほどの事もありません、御承知の關東都督府に監獄部なるものが新設になりました、此所へは豫て臺灣に居られました栗原君が典獄となつて行かれまして爾來關東都督府民政部の監獄職員の方が擧つて本會に入會になりました、其結果同地方にも關東地方部なるものを新設するに至りまして其部長を栗原典獄に御依頼いたしてある次第でございます、之れが爲めに今日では全國を通じて六十の地方部を有することになつて居ります、前年度末の會員總數は一萬五百七十七人であつたのであります、之れが關東都督府から多數の入會があつたにも拘らず稍を減少いたしました、即ち五

十人程減少いたしました。是れは畢竟監獄職員の減員になりました影響であらうと思ふのであります。尤も總體の上に於きまして五十人減少を見て居りますけれども先刻の藤澤君からの報告中にも見えましたが此期間に於ては清國人で有名の人が大分入會になりました。殊に今日司法部衙門に對しての勢力である、沈曾植、伍廷芳と云ふやうな人が終身會員になりました。尚ほ其外司法監獄制度の取調べのために昨年から參つて居りました派遣員の一行其他こちらに遊學して居る人達で大分多數の清國人の入會を見て居ります。其外又刑法號を發行いたしました以來東京の辯護士社會或は大學の教授と云ふやうな方面で入會を申込まれた方が數名ありましてそれ等の方面に大分會の發展を見るに至つて參りました。

又印南君が静岡の典獄に御榮轉になりました。清水君に代つて静岡の地方部長を願ふことになりました。清水君は千葉に御轉任になつて千葉の地方部長を御依頼することになりました。尚ほ最近に於きましては佐藤君が和歌山の方に御轉任になつて渡邊君が甲府に御轉任になり又函館に居りました關君が青森に御榮轉になりました。又和歌山地方部長を御依頼することになりました。又和歌山地方部長であられた四王天君は韓國の警務補佐官に聘備になりました。あちらに御轉じになりました。又千葉の地方部長であつた高木典獄を斯道から失なつたと云ふことは御同様誠に痛惜の至りに堪へない次第でございます。

會員の退職並に死亡、本年度に於きまして本會規則の第三條に該當する會員であつて退職された方が百八十四人死亡された方が二十七人であり、此退職の方には本會規則の第三條第五號に依り又死亡された方には年限の長短を計りまして同條第三號、第四號に依つてそれ／＼贈與金を送りました。

それから段々本會に有益の參考書籍を集めることを企てまして今日では大分書籍も多く集まつて居ります。本年度に買入れた書目などもありますが、是れはいづれ本會の書籍に就て御覽を願ひます。尚ほ書籍も書籍室に就て御閱覽を願ひたいと思ひます。

終りに取扱文書の數でありましたが、本年度に於ける取扱文書の數は四千八百五件であります。此内受けた文書の件數が二千二百七十二件、發した數が二千二百三十三件前年に比すると餘程増加を見て居ります。此増加は畢竟會務の段々擴張いたしました結果でありまして尚ほ將來に於きましては會務の擴張するに従ひまして是れは著しき増加を見ることが思ひます。大體庶務に關する報告はこれ丈であります。

閉會の辭 會頭男爵 清浦奎吾君

本日本會の總會を開きましたところ、本協會に同情を有される知名のお方々の御臨席を辱う致しましたことは本會の深く光榮とする所でありま

す、又二階堂君、齋藤君并に花井君が趣味ある有益なる各々一場の演説を試みられました。我協會員に大なる利益をお與へ下さつたことは深く謝する所であります。我協會も追々發達し且つ會の生命たる財産状態も餘ほ健全に相成つた次第でございます。是は畢竟諸君の御盡力に因る次第で深く喜びます。併し尚ほ發展の餘地は十分あると認めますから、此上御盡力に依りて尚ほ發達せしめられむことを希望します。即ち花井君の御言葉を拜借して申せば形式上の裁判所と實質上の裁判所即ち司法官と司獄官との間の聯絡などが今日の所まだ十分とは申されませぬ。即ち此の如く密接なる關係あるに拘らず司法官として我監獄協會に同情を寄せらるゝ方々が甚だ以て多しとしないのであります。今日の司法官で刑罰状態が如何であるかと云ふことに就てどの位までの注意が至つて居るか否やは知りませぬけれども、私の知る所を以てすれば深き聯絡が付いて居ない即ち刑の適用をする所の司法官が刑罰状態を知らずして而して刑を用ゆるの精神目的を達すると云ふことは如何で

ありませうか、此ここに就てはどうか司法官と司獄官との間即ち本協會と或は法曹會などの間に深き聯絡の取られむことを希望致すのでござります。是は諸君に希望すると同時に司法官の方々に深く希望致す次第であります。我監獄事務も追々進歩し來つた次第であります。併し之も比較的の語であつてまだ進歩發達を圖らなければならぬ餘地は十分にあります。物の進歩は一定の程度に達すれば其進みが或は遅く緩になり或は止るやうなことでありますけれども、今日の如く學術の進歩近年思想の發達せる時に當りましては物が進んで頂天に達して之でよいと云ふことは決してないもので、進んで其止まる所を知らぬと云ふ譯でなくてはならぬのであります。で我協會員は尙ほ十分盡力致して監獄事務の改良に貢献せねばならぬこと、信するのであります。本日の總會に於ても諸君の協議せられたる事柄の二三を先刻ちよつと承りました。が、頗る進歩せる考を諸君は懐いて居られるやうでありますから、此等のことに付きましては其共同の力を以て將來十分に其實行を努めなければならぬこと、考へます。尙ほ十分に御盡力あらむことを希望します。重ねて來賓諸君に對して敬意を表し謝辭を述べます。(拍手)

●當日の來賓及會員の重なる人々は左の如し

- 來賓
- 河村讓三郎 齋藤十一郎 谷野格 柏原與次郎
 - 原田十衛 豐島直通 横田國臣 小宮三保松
 - 伯爵正親町實正 花井卓藏 二階堂保則 大草 憲實
 - 原胤昭 法律新聞社主
- 會員
- 森 元祐 石井 光美 野口 謙造 清水精四郎
 - 五十嵐小彌太 關省 策 渡邊 武直 田中 義達
 - 千石 學 山縣 齊高 千頭 正澄 印南於菟吉
 - 有馬四郎助 永田直之丞 川口 雄則 鏡部 敦廣
 - 長屋 又輔 神野 忠武 角尾小彌太 神尾虎之助
 - 荒木 賢愛 江澤 精造 黒木親太郎 杉野 喜祐
 - 鈴木 信彌 加藤啓次郎 上田定次郎 畑 一岳
 - 松島 四郎 古野 嵩史 黒澤 彌 三井 久陽
 - 三池 慎 木名瀬禮助 堀内 久保 佐藤 光二
 - 山崎 正 佐藤元次郎 豊野 胤珍 和田千松郎
 - 中野 速衛 河俣 政幹 宇田 徳正 富山要次郎
 - 芥川 忠藏 三浦 實 早崎 春香 栗原 貞吉

香川又二郎 磯村 政富 鈴木宗兵衛

○ブリス大將歓迎會

救世軍の大將ブリス氏の來京せられたることは前號紙上に報道したるが同大將は入京後諸方面に救護事業を紹介し活動せしが去月二十日本會は慈善感化事業關係者及監獄警察當局者と協同し同大將を王子飛鳥山なる澁澤男爵別邸に歓迎し一場の講演を聴けり本會々頭清浦男爵及澁澤男爵を主人とし各方面より有力者の會合するもの數百名にして午後三時同大將及隨員の來着するや同庭園に列席撮影したる後一同は囀曉たる樂音に送られ日本式大廣間に入る茲に於て澁澤男爵は開會の主意を陳ぶ其要は東京に在る監獄警察及感化事業の團體を始め各種の慈善團體一同はブリス大將を歓迎するに至りしを感謝す此歓迎會は「スモール」ブリスの集合なり(此時ブリス氏は破顔拍手して愛嬌を現はせり)予は經濟界に在て國の富を進むることに熱注すると同時に貧富の懸より起る窮民の救助に大なる責任を感ずるを以て經濟の見地より又人

- | | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 志豆櫻海太郎 | 藤澤 正啓 | 眞木 啓 | 小河滋次郎 |
| 松山 邦助 | 島田 榮造 | 住江 敬義 | 安松 虎雄 |
| 大沼 安吉 | 角田 重美 | 小澤千代藏 | 澤田宗兵衛 |
| 野間日正義 | 渡邊金太郎 | 松本喜十郎 | 齋藤 謙清 |
| 岩崎 岩吉 | 柏木 幸平 | 關幸田彦次郎 | 引野辰司郎 |
| 渡邊國三郎 | 多田 隆 | 伊東 思恭 | 古矢 嘉介 |
| 吉本 米吉 | 齋藤安太郎 | 江上 秀吉 | 富永 實文 |
| 島崎 健 | 藤井 藤藏 | 指宿 圭介 | 依田 良温 |
| 谷田岩之助 | 栗原 定吉 | 齋藤 實篤 | 鈴木 門平 |
| 伊藤 俊光 | 印南金次郎 | 佐野 佳夫 | 赤城 一雄 |
| 山本 神助 | 武田 慧宏 | 鈴木 重靜 | 鈴木 利吉 |
| 高梨 勇司 | 木島 正三 | 田中 一雄 | 長谷川喜一 |
| 寺澤 政市 | 伊藤忠太郎 | 眞金九十九 | 染田 朝近 |
| 永瀨 忠 | 中村 信男 | 中谷 一夫 | 大槻 三郎 |
| 栗本真一郎 | 長谷川鐘太郎 | 長谷場圭介 | 中澤 旗 |
| 堀部 芳隆 | 山内 末吉 | 原田 憲 | 養田 長平 |
| 永瀨 徹 | 兒島 三郎 | 吉村 九作 | 中村 忠直 |
| 西川 要松 | 大原 公平 | 正田萬次郎 | 吉野 徳市 |
| 田中 敏 | 寺島靜次郎 | 肥後 盛至 | 藤永 助作 |
| 西村駒治郎 | 田中子次郎 | 逸見祐之助 | 野付 李 |
| 安立 守一 | 岡野 銚二 | 西村 公明 | 吉川 一江 |
| 久世 義一 | 久永 恒衛 | 金澤 公炳 | 鎌田 重平 |
| 西元 龍幸 | 河野 純幸 | 大野四郎五郎 | 藤本勝太郎 |

道の見地より歓迎するものなり然れども大將の記
 感に止められんことを請ふものあり、そは我國に
 ては自己の家族より悪人即犯罪者、浮浪者を生ず
 ることは最も耻辱とする所なり況んや之を慈善的
 事業に委託し公表するが如きに於てをや、之れ慈
 善事業團體の振はざる一原因なるを云々との主旨
 にて演せられ井深博士は之を英語に譯し大將に通
 せられ大將は別項記載の如く救世軍が各國の當局
 者其他に認識せらるゝに至りたる事情より説き起
 して感化方法窮民救助の手段を述べ人道大學と命
 名すべきものを想へりと述べ救世軍の山室少佐之
 養成せんことを想へりと述べ救世軍の山室少佐之
 を邦語に譯して公衆に通じ次に清浦男爵は大將の
 來會を感謝する旨を述べ五時半頃大將は夜の集會
 に急ぐ爲め隨員と共に別を告げて歸途に就き聽衆
 は少時間内を逍遙し、豫て設けある茶菓を味ひ各
 散會したるは六時前後なりし當日會合したる重な
 る人々は清浦濹澤兩男爵を始め土方伯、花房子、
 岡部子、後藤男、尾崎市長及同夫人、吉原、河村、
 柳澤の各次官、大倉喜八郎、古賀、白仁、斯波、

床次の各局長、根本正、佐藤進、岡田良平、島田
 三郎、井上友一、有吉忠一、早川千吉郎、清浦男
 夫人、濹澤男夫人、千家男夫人、三輪田眞佐子、
 棚橋絢子、北川波津子等監獄當局にては小河、眞木
 兩事務官藤澤、山上、千頭、豊野、有馬の各典獄
 河野、田中、西元、武田、近角の各教誨師等にて
 非常の盛會なりし留園幸助、原胤昭氏の如きは接
 待係として奔走怠りなく頗る多忙に見受けられた
 り。



小河岳洋先生著

丁未課筆

實價郵稅共

金四十五錢

本書の一部分は監獄雜誌及救誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其
 内容を説明する迄も無く讀者諸君の既に詳悉せらるゝ所なりと信ず、續稿積
 んで茲に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、
 尙ほ趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齋は友
 人の前に公開する所の俱樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑
 を採録せるもの丁未課筆即ち是れなり、藥にもならねば毒にもならず、課筆
 を讀んで余が閑生活の一斑を知るを得べしと、本書は即ち築土俱樂部の近事
 講とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之
 を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

東京麹町區飯田町五丁目三十番地

宮下鈺太郎

道の見地より歓迎するものなり然れども大将の記感に止められんことを請ふものあり、そは我國にては自己の家族より悪人即犯罪者、浮浪者を生ずることは最も耻辱とする所なり況んや之を慈善的事業に委託し公表するが如きに於てをや、之れ慈善事業團體の振はざる一原因なるを云々との主旨にて演ぜられ井深博士は之を英語に譯し大将に通せられ大将は別項記載の如く救世軍が各國の當局者其他に認識せらるゝに至りたる事情より説き起して感化方法窮民救助の手段を述べ人道大學と命名すべきものを設立し救護事業に力むべき人物を養成せんことを想へりと述べ救世軍の山室少佐之を邦語に譯して公衆に通じ次に清浦男爵は大将の來會を感謝する旨を述べ五時半頃大将は夜の集會に急ぐ爲め隨員と共に別を告げて歸途に就き聴衆は少時間内を通過し、豫て設けある茶菓を味ひ各散會したるは六時前後なりし當日會合したる重なる人々は清浦濹澤兩男爵を始め土方伯、花房子、岡部子、後藤男、尾崎市長及同夫人、吉原、河村、細澤の各次官、大倉喜八郎、古賀、白仁、斯波、

床次の各局長、根本正、佐藤進、岡田良平、島田三郎、井上友一、有吉忠一、早川千吉郎、清浦男夫人、濹澤男夫人、千家男夫人、三輪田眞佐子、棚橋絢子、北川波津子等監獄當局にては小河、眞木兩事務官藤澤、山上、千頭、豊野、有馬の各典獄河野、田中、西元、武田、近角の各教誨師等にて非常の盛會なりし留岡幸助、原胤昭氏の如きは接待係として奔走怠りなく頗る多忙に見受けられたり。



小河岳洋先生著

丁未課筆

實價郵稅共

金四十五錢

本書の一部分は監獄雜誌及教誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其内容を説明する迄も無く讀者諸君の既に詳悉せらるゝ所なりと信ず、續稿積んで茲に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、尙ほ趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齋は友人の前に公開する所の俱樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑を採録せるもの丁未課筆即ち是れなり、藥にもならねば毒にもならず、課筆を讀んで余が閑生活の一斑を知るを得べしと、本書は即ち築土俱樂部の近事書とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

東京麴町區飯田町五丁目三十番地

宮下鈞太郎

定價改正廣告

◎在監人病監休役患者小票	百枚ニ付	金拾八錢
◎囚人入監小票	百枚ニ付	金拾七錢
◎全出監小票	百枚ニ付	金九錢五厘
◎懲治人入場小票	百枚ニ付	金九錢五厘
◎懲治人出場小票	百枚ニ付	金九錢五厘
◎別房留置人入房(監)小票	百枚ニ付	金九錢五厘
◎全出房(監)小票	百枚ニ付	金九錢五厘
◎刑事被告人入監小票	百枚ニ付	金九錢五厘
◎全出監小票	百枚ニ付	金九錢五厘

但遞送料實費可申受候
 以上小票ノ種類御注文ニ依リ様式如何様共印刷可仕候
 守手帖 壹冊ニ付 金七錢也
 但遞送料實費申受ヘク候

明治四十年五月

監獄協會出版部

磯村政富

再版廣告

典獄印南於兔吉君君編纂
 司法屬土屋直文君

監獄法規

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ經理ノ統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長番町)二二番
 振替貯金口座七九八三番

實價金三十五錢
 郵税金八錢

定價改正廣告

- ◎在監人病監(休役患者)小票 百枚二付 金拾八錢
 - ◎囚人入監(小)票 百枚二付 金拾七錢
 - ◎全出監(小)票 百枚二付 金九錢五厘
 - ◎懲治人入場(小)票 百枚二付 金九錢五厘
 - ◎懲治人出場(小)票 百枚二付 金九錢五厘
 - ◎別房監人(小)票 百枚二付 金九錢五厘
 - ◎乳兒房(小)票 百枚二付 金九錢五厘
 - ◎全出房(監)小票 百枚二付 金九錢五厘
 - ◎刑事被告人入監(小)票 百枚二付 金九錢五厘
 - ◎全出監(小)票 百枚二付 金九錢五厘
- 但遞送料費可申受候
 以上小票ノ種類御注文ニ依リ様式如何様共印刷可仕候
 守(口)手 壹冊二付 金七錢也
 但遞送料費申受ヘク候

明治四十年五月

監獄協會出版部

磯村政富

再版廣告

典獄 印南於兔吉君 編纂
 司法屬土屋直文君

增訂 監獄法規

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二一
 振替貯金口座七九八三番

實價金三十五錢
 郵税金 八錢

會費送付方

局振 名込	宛 名	番 地	肩 書
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	五丁目三十番地	東京市麴町區飯田町

明治四十年五月十七日印刷
 明治四十年五月二十日發行

發行兼
編輯人 磯村政富
 印刷人 磯村兌貞
 發行所 東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地
 監獄協會
 印刷所 東京市神田區鎌倉町七番地
 東京書院活版部

明治四十年五月二十日發行 每月一回二十日發行